

平成26年白浜町議会第2回定例会 会議録(第5号)

1. 開 会 平成26年6月17日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成26年6月17日 10時01分

1. 閉 議 平成26年6月17日 15時43分

1. 閉 会 平成26年6月17日 15時43分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 泉 芳明 事務主査 田中 健介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷	博 美
富田事務所長					
兼農林水産課長	瀬 見	幸 男	日置川事務所長	青 山	茂 樹
総 務 課 長	田 井	郁 也	税 務 課 長	高 田	義 広

民生課長	中村 貴子	住民保健課長	三 栖 健 次
生活環境課長	坂本 規生	観光課長	古 守 繁 行
建設課長	笠中 康弘	上下水道課長	堀 本 栄 一
国体推進課長	廣畑 康雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺脇 孝男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課副課長	榎本 崇広	総務課副課長	小 川 敦 司

1. 議事日程

- 日程第1 選挙第7号 白浜町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第2 議案第48号平成26年度白浜町一般会計補正予算（第2号）議定の一部訂正について
- 日程第3 議案第48号 平成26年度白浜町一般会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第4 議案第49号 平成26年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第5 議案第50号 平成26年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第6 報告第8号 平成25年度白浜町土地開発公社経営状況の提出について
- 日程第7 議案第51号 専決処分の承認について
- 日程第8 議案第52号 物品購入契約の締結について
- 日程第9 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第14 議案第54号 平成26年度白浜町一般会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第10 発議第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第11 発議第3号 議員派遣について
- 日程第12 発委第6号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会）
- 日程第13 発委第7号 閉会中の継続審査申出書（観光建設農林常任委員会）

1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第14

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成26年第2回定例会5日目を開催いたします。
開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程についてはお手元に配付しています。

本日、総務課 小川副課長の出席を許可しています。

休憩中に議会運営委員会の開催を予定していますのでよろしく願います。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

本日は暑いので上着を脱いで結構かと思えます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 選挙第7号 白浜町選挙管理委員会及び補充員の選挙について

○議 長

日程第1 選挙第7号 白浜町選挙管理委員会及び補充員の選挙についてを議題とします。
事務局長から案件を朗読いたします。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

選挙第7号を朗読した。

○議 長

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

ただいまから指名いたします。

選挙管理委員には川野 眞夫君、垣本 朝時君、尾原 茂雄君、坂本 哲通君。以上4名の方々を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方々を白浜町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名いたしました川野 眞夫君、垣本 朝時君、尾原 茂雄君、坂本 哲通君が白浜町選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員には牛島 安二君、三角 孝君、宮前 博君、玉置 三恵子君。以上4名の方々を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方々を白浜町選挙管理委員補充員と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名いたしました牛島 安二君、三角 孝君、宮前 博君、玉置 三恵子君が白浜町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充の順序はただいま指名いたしました順序にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、補充の順序はただいま指名した順序のとおり決定いたしました。

(2) 日程第2 議案第48号平成26年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定の一部訂正について

○議 長

議案第48号平成26年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定の一部訂正についてを議題とします。

町長から平成26年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定の一部訂正についての理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番外(町長)

議案の一部訂正について説明をさせていただきます。

去る6月3日に提出しました議案第48号 平成26年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定の中で、款6 農林水産業費、項3 水産業費、目2 水産業振興費、節15 工事請負費の部分の削除をお願いするものでございます。

内容につきましては、漁業振興施設駐車場の照明等設置工事にかかる予算でございます。工事請負費として659万4,000円を計上しておりましたが、町の負担が大きいことから、今後、国・県の補助メニューなども考えながら、町民負担のない形で整備できないか改めて考えさせていただきたく、白浜町議会会議規則第20条第1項の規定に基づき、訂正の許可を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議 長

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第48号平成26年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定の一部訂正について、許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第48号平成26年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定の一部訂正についてを許可することに決定しました。

休憩します。

(休憩 10時05分 再開 10時16分)

○議 長

再開します。

(3) 日程第3 議案第48号 平成26年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定について

○議 長

日程第3 議案第48号 平成26年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定についてを議題とします。

資料を配付して下さい。

(資料配付)

○議 長

議案第48号について、12番 南君、11番 古久保君から修正の動議が提出されましたので配付いたしました。

本案は修正案とあわせて議題とします。

まず、原案に対する質疑を行います。

1番 溝口君

○1 番

補正予算全体について、何項目か質問をさせていただきます。

まず、12ページお願いします。総務管理費、一般管理費、節19 負担金補助及び交付金で住宅新築資金等貸付金回収管理組合負担金126万2,000円についてももう少し詳しい説明をお願いします。町からの貸付金の回収に対する管理組合が発足しているのかどうか。税金でしたら和歌山市に整理回収機構がありますけど、そういった組合でしょうか。その辺りの性格を教えてください。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外(総務課長)

これは和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合でございます。性格としては一部事務

組合のような団体でございます。それから、ここに補正予算で126万2,000円計上いたしましたものは当初予算では誰がこの管理組合に派遣されるかわかりませんので、人件費の概算額ということで負担金を計上しましたが、実際派遣される職員が決まりまして、それに加入初年度における初期費用、立ち上げにかかった費用の白浜町の負担分を含めると不足になったために126万2,000円を増額補正したものでございます。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

管理組合の仕事は具体的にどのような。例えば税金でしたら徴収とかあると思うんですが、仕事の内容はどうですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

住宅新築資金の回収でございます。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

以前、日置川地域では住民交流センターで地域の方に確かお一人に月10万円くらいだったと思うんですけども、そういった業務を今後管理組合で行うということですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

住宅新築資金の滞納分を回収するに当たっては、やはり法的な知識が必要でございますので、貸付金の回収につきましては、センター、町でということよりも回収管理組合へお願いして回収していただくということでございます。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

不勉強で申し訳ないのですが、以前、住民交流センターで地域の方に回収のお手伝いをしていた業務はなくなるという解釈でよろしいですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

そういうことでございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

29ページの北富田小学校建設事業費ですけども、財源として911万5,000円の国庫支出金が地方債に変わっている理由についてお願いします。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

国庫支出金につきましては、昨年6月交付が内定してございまして、年度内には随時内容の変更調査がございまして、設計書であるとか補助金ごとの内訳。それから補助金の対象内外の経費であるとか契約額、工事割合を精算いたします。今回につきましては、当初予算要求時にはここにございますように911万5,000円多い金額で計上しておりましたけれども、その後の県との協議の中で内容変更の調査につきましては、契約金の請負率であるとか工事割合等によりましてこうした減額が出てきたものでございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

出てきたというものの、要は国庫の補助対象になるのが精査されんと上げていたととれるんですけども、そういうことも言えると思うんですけども、いかがですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

精査と申しましても請負率が93.5パーセント。ですから、工事の費用が減額になった部分について大きく国庫支出金が減額になったところです。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

工事の請負金が少なくなるんだったら、支出全体に少なくなるという形になりませんか。それは一応国庫の補助金が設定、結局金額からすれば同じ金額になるわけでしょう。財源の見直しということですから、補助金の対象とする分についていくら工事費が下がったら下がった分だけ工事全体の金額が減るものですから、町債使う話であったり、一般財源を使う必要はないのではないですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

北富田小学校建築事業につきましては、継続費で計上させていただいておりますので、今回は歳出を減額せずに計上してございます。当然今後費用等少なくなればその分最終的に不用額として上げさせていただきます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

同じ質問なのでこれで終わりますけれども、要は当初に上がっている金額を今の次長の説明では同じ金額に上げんといかんからという意味合いですけども、最終的に工事請負費が少なくなったらそれを落とすということです。ということは、予算はあくまでも予算なのでということからしたら、北富田小学校に関はして870万円の町債組んでいるけども、最終的になくなるかもわからん。とりあえず予算の計上上、一般財源について41万5,000円

と、それから地方債について、補正額をゼロとするために組んだと解釈すればよろしいですか。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）
はい、その通りでございます。

○議 長
1番 溝口君

○1 番
この金額2億1,409万円上がっております。その中で小学校の建設も急ピッチで進んでいますけれども、金額の中には備品、備品と申しますのは2年半前の台風で図書室がほとんど浸かり、本の半数以上が使用不能になった部分で、町当局は財政的には一遍には無理だということで若干の補充はありましたけれども、前の状態にまで戻っていない。今回のこの予算の中には図書館の以前のような本の購入費も含まれているのか、そこらどうですか。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）
備品につきましては、備え付けの棚であるとか給食室の釜であるとかそういう備品は含まれていますけれども、本の購入の備品はこちらに入っていません。

○議 長
1番 溝口君

○1 番
予算の性格上から計上しては不具合だから計上されなかったのか。それとも計上漏れで今聞かれて、抜けていたというのか。これは再三私も言ったんですけども、児童が図書室で読む本が台風で一遍に半分以下に減ってしまったと。本来ならばすぐ補充すべきであるけれども、財源がないので少しずつという答弁をいただいて少しは補充をしていただきましたけれども、まだまだ当初より少ない状態です。こういう機会にそういった予算を盛り込むべきではないのですか。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）
そういった本等の購入につきましては、毎年の計上経費の中で対応させていただいています。当然、北富田小学校の本がほとんどなくなってということで、教育委員会としましても北富田小学校になんとか本の購入を15校ございますけれども、優先的に大きく取ればと考えておりますけれども、ここでそのあたりをどれだけとりますとはお約束はできませんけれども、教育委員会としましてはそういった対応をさせていただく予定にしています。

○議 長
1番 溝口君

○1 番
これは毎年優先的と言いますけれども、これは災害においてこういう結果がまねかれたわ

けです。当然町当局、教育委員会としたら元の状態に戻すのが。ある小学校では書籍がたくさんあるけども、こちらでは半分以下と。財源について毎年毎年優先的という教育委員会のお考えは間違いではないですか。元の教育環境にすぐに戻してやろうと。1冊1,000円する本もあればいろいろありますけれども数百冊だと思います。金額は400万円か500万円か。今議論されている金額からしたら桁が二桁も三桁も違うと思う。そこら教育委員会として、災害の後は元の状態に戻すべきだと。あれから何年経っているんですか。今でもまだ優先的となったら、元の状態に戻るまで2年3年かかるという考えはちょっと教育委員会としておかしいかと。教育長いかがですか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

今議員が指摘されますように、学校には図書の本数というのは標準冊数があるんです。これだけの規模の学校、児童数にはこれだけの本ですと。それは私はまだ把握はしておりませんが、どのような状況であるのか、標準冊数にどれだけ満たないのか、そんなことも踏まえて予算も計上していかなんと、このように考えております。今のところはちょっと私は勉強不足で、どれだけの冊数が不足しているかは承知しておりません。早速状況を確認したいと思っております。

○議 長

最後にしてください。ちょっと内容が飛躍していますから。

1番 溝口君

○1 番

そういうような形で、早急にやはり元の状態に戻してやっていただきたい。それをするのが本来の教育委員会の役目やと私は思いますので。今みたいに毎年毎年と、そんなのではなしに、やはり元の状態にすぐに戻してやると。そういったことを強くもう1回言いまして、そこら辺のことを考えて、もしまた次の機会で補正で上げられるのだったら上げると、そういうような形のしかるべき措置を早急にとっていただきたい。それを申し上げまして終わります。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

関連で、北富田小学校の基礎のボーリング調査のことでお聞きしたいんです。これは全協で一応議題に上がっていましたが、これは時間がなかったのもたまた後ということ、本議会に入りましたので、ちょっとここで質問をさせてください。

調査不足、地質調査不足というふうな形で工期も延び、80日間工期が延びています。その中で、そのボーリング調査の調査不足というのか、この調査がこの影響で変更工事が多い。湯崎の問題にしてもそう。この辺の調査の徹底がなぜできないのか。この一番基本的な調査が、なぜこれがシビアにできていないのか。これは教育委員会に聞くというよりも建設のほうに聞きたいと。この辺の指導はどういうふうになっておるのか。これによって、また追加工事の、これは教育委員会に聞きますけども、追加工事の試算、見積もり、この辺は追加としてどうなっているのか。

それと、これは全協が6月3日でしたけれども、私が現場へ行ってきたら、もう基礎も上がって、躯体も上がっている。それも済んだ後でのまたこれも事後承諾というふうな形で、これが議会に出てきている。その辺のところも一応お聞きしたいし、この辺の調査不足に対する責任、これはどこがどういうふうな形で指示されているのか。余りにもこのボーリング調査が、一番肝心なところが粗末になっているのが、もう本当に目に余るところがあるので、その辺の答弁をお願いします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

基礎のボーリング調査につきましては、建物の全ての柱心をするわけではございません。やっぱり大体北富田小学校で4カ所ボーリングしまして、データを出しまして、平均値で線で結んで地盤を想定すると。あくまでも想定なんです。そしてその中で、別の柱が行くところが、床掘りしたときに、そこが極端に軟弱になっていた。それが今回出てきたと。その中で、その地盤については、変更というより、工種内変更で、ラップルコンクリートを打ちまして頑丈なものにするという変更になりまして、今回の変更につきましては、工種内での変更ということで、新しく基礎を変えるとか、そういうようなのはございませんので、その事業内の中で流用させていただくということになります。

○議 長

追加試算について、教育委員会のほうからありますか。

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

今後も10億円近くの大きな工事でございますので、ひょっとしたら追加といいますが変更が出る可能性はございますけれども、できるだけもう契約の額の中でおさめてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

今建設課長は4カ所と言われたけれども、当初は2カ所しか試掘していません。あと追加で3カ所をやっているわけやね。この辺、合っていますか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

私が担当のほうに確認したところ、4カ所と聞いております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

そしたら全協のこの資料は、私らに与えてもらったこの資料は間違いですか。これは当初2カ所になっています。後から3カ所追加させてもらいたいという。

○議 長

ちょっと確認いたします。

その間に何か。

1 番 溝口君

○1 番

今ちょうど工法を聞きました。地盤の弱いところに、これはちょっと聞いた話でありますけども、仮杭工法というんですか、そういった形の工法と聞いたんです。その地盤の弱いところに生コンクリートを入れてすると。私はこれはたまたま知り合いの中で、超大手の、スーパーゼネコンではありませんけど、スーパー設計事務所、日本の第一人者、第二人者と、ランクづけで言いましたら1番、2番の設計事務所に勤務されている方にお聞きしましたら、必ず、当初はいいけど、やはり大きな荷重があって、どうしてもやはりそのこのところの部分のところ、数年たてば、その部分が強度的にがくつとなって、必ず学校の校舎に対してそういった形でひび割れが発生すると思いますよ。クラックが入ってくると。当初それはでき立てのときはあれですけど、数年たてばクラックが入ってくるのが普通、大体建築を、設計として長年やってきた経験上、必ず入ってくるというのが多いと。そのように聞いておるわけです。

ですから、そういったときに対して、早急に、先だっても教育委員会の寺脇次長に半分冗談めいて、そうなったときの費用をまた積み立てておいてくれよと言ったんですけども、そういったことが懸念されるということも、超スーパーの設計事務所のそういった方々が指摘をされておりますので、その点もしそういった事態になった場合は、教育委員会としてそういった迅速な、修繕に向けての対策を講じていただきたいと、そのように思っております。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今、溝口議員が述べられたとおり、やっぱり安定性、クラック、それをなくするために、ラップルコンクリートというのを安定地盤まで掘りまして、基礎を置きかえるという工事になりますので、これで安定すると考えております。

○議 長

先ほどの古久保君に対する再答弁をお願いします。

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

私が4カ所やっていると聞いたのは、古久保議員が言われたとおり2カ所やっています。それでプールを1カ所、平成19年度の体力調査でそのボーリングがあったと。そのデータも使って行った4カ所を基準にしておるということでございます。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

ありがとうございます。そういう結果であればいいんですけども。

それと一番私が懸念される場所は、この後から追加されたこの一番肝心なところ、荷のかかるところ、この3カ所、これは私は常識的に考えて、後からわかるというようなお粗末な場所じゃないと思うんです。これは水路の横なんです。水路の擁壁の横なんです。これは

やっぱり建物を建てる設計、また構造計算をする中で、この辺は最初からやっぱりここにボーリングをして、この地盤はどうかというところをきちっと調査してもらわなかったら。後から追加して、この3カ所が一番大事なところなんです、これは。言えば常識的には地層がジクジクであるという想定はできるはずなんです。技術のプロからすれば、それをはずして、関係のない真ん中のほうをボーリングして、本当言うたらこの2カ所の印のところはまあ言えば構造的に余り荷のかからないという、素人目で見てもわかりそうなところをやって、肝心なところはできていない。それを後から追加と、こういう繰り返しを、できたらやめていただきたい。そういうことでよろしくお願いします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

私も感じたところがございます。議員の述べられたとおり、4カ所ではこの建物では少ないと思いました。やっぱり両サイド、四方して、その間にもう1本とると。これやったらまだ物すごくデータがよく出ますので、今後そういうふうな調査をしたいと考えております。

○議 長

7番 水上君

○7 番

24ページの目1、観光総務費、節19の負担金補助及び交付金のところでお尋ねします。説明の中で、各種イベント補助金100万円の、この明細はどんな、どこへ出される補助金ですか。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

これにつきましては、先般行われましたトライアスロン大会に対する町の負担的なもので補助金を出したいと考えてございます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

これはトライアスロン1件ということで。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

そういうことでございます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

このイベントは大盛況で、町民の方もたくさん参加していただいて、ボランティアもたくさん出たということで、一定の成果というのは評価できるかとは思いますが、このイベント後の検証というか、例えば補助金が100万円上がっていますけれども、漏れ聞くところによりますと、赤字が出たというようなことを聞いております。町のほうでも把握さ

れているかと思うんですが、この収支についてはどういうふうに、主催者として、主催者と共催、いろいろ実行委員会があったかと思うんですが、どういう話になっているんですか。

○議長

番外 観光課長 古守君

○番外（観光課長）

こちらのほうにつきましては、当初は発起人でございます民間の一般社団法人の方、それから私ども白浜町、それから和歌山県トライアスロン連合、この三者が発起人となりまして、実行委員会の事務局的な役割を果たしてございます。それで先般も、トライアスロン大会が終わりました時点で、一定の金額のめどというのが出てまいりました。それはやはりおっしゃるように、当初の県の補助金、それから参加者の負担金、こういったものではやはりまかなえなんだ。その理由につきましては、やはり警備とか、それから道路の対策、こういったものに非常に金額が要ったということでございます。それでその金額が、当初の私ども三者の見込んでいた補助金の額よりも、大体200万円近くマイナスになってくるのではないかなという話の中で、ただ私どもも、当初議員さん方にもお話をさせていただいた中で、初期のいろいろな投資の部分で、100万円程度のものも最初はあっても仕方ないのではないだろうかということも説明はさせていただきましたので、当然100万円分については私どもはやはり、どうにかさせていただくと。ただ、残りの部分につきましては、残りの二者のほうでどうにかしていただきたいということで、その金額が大体今のところ、30万円になるか50万円に、それぞれの団体になるかわかりませんが、そちらのほうはトライアスロン連合、もう1つの法人のほうで負担をするということで、現在してございます。

間もなくまた、反省会といいますか、そういった課題の部分につきましても今週中に三者が寄りまして、それで一定のものを踏まえた上で、来年の取り組みをどのようにしていくかあたりも検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

7番 水上君

○7番

やっぱりこれは補助金をどういうふうな処理をされるのかということが、ちょっと民間の方でもその辺の部分で心配されていることもあります。もうこれ以上は、白浜町はこの補助金100万円ということで、助成していくという、これ以上にならないということで、今解釈したらよろしいですか。

○議長

番外 観光課長 古守君

○番外（観光課長）

そのとおりでございます。

○議長

8番 楠本君

○8番

22ページ。農林水産の関係で、3点あります。

1つはふれあい農園の廃園について、参考資料で位置図がないんですけれども、それは利用実態と参加者の状況で廃園になったと理解したらいいのか、この辺についての補足説明を

お願いします。

それから、ニホンジカの関係です。県もニホンジカの関係については、生息数を適正にするということで、今、県会でも前の県議会でもありました。しかしながら、わが白浜町においても実態はかなりふえているように思うんです。これについて、まず狩猟免許者が年々高齢化で減ってきていると。そういうような実態の中で、今後、県の白浜町に与えられている捕獲数です。その分についてはどのような考えか、また、補助額はどのくらいあるのか。金額的には10万円と7、10万円ですか。146万7,000円ですか、この部分についてもうちょっと説明してください。

3つ目、これは砦池の関係です。先にも述べましたけれども、先の全協でも述べましたけれども、耕作地との関係で、この秋の収穫時を含めて、関係者の協議についてどのようになっているのか。これは参考資料で土砂を搬入するというようになっておりますけれども、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

1点目のふれあい農園についてですけれども、これは土地の所有者というか、もう返すということで予算要求したんですけれども、場所は富田の里ふれあい農園ということで、十九淵、富田小学校から谷奥へ入って行って、高瀬側で左岸のほうへ平成13年度に開設された遊休農地解消総合対策事業ということで、白浜町が事業主体となり行ったところです。設置の主体は、農地の所有者ということになっております。これについて、募集したところ、もう後はないということで、言うたら廃園ということになったんですけれども、それで土地の所有者へ元どおりにして返すということが出てきたので、看板の撤去とか、いろいろつくったやつを元どおりにするとか、来年3月に稲をつくりたいということで、できれば早く稲がつかれるような状態にしてほしいと。土地の所有者は、近くの方に水田としてまた貸すということなんですけれども、そのために行うという事業でございます。

ニホンジカ、県からの割り当てということで、銃器による捕獲頭数は93頭のシカと、わなについては42頭をとることができるということで、単価としては、銃器は1万5,000円となっています。わなについては6,000円で、合計としては164万7,000円ということになります。

3点目のため池についてですけれども、これについてはため池が3カ所漏れているということの中で、地元の関係者と協議をしております。

以上です。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

それなら、最後の砦池の関係についてちょっと聞きます。それでこれについては、今まで全協でも聞いてあるんです。その関係について、きちっと関係者とこの秋の耕作地が、耕作が終わった時点で、ちゃんと協議が整って、すぐもう秋の耕作が終わったら、工事に入れるような調整ができてあるのかということを知っているんです。よろしいですか。

それで、ニホンジカの関係については、今狩猟が93頭、わなが41頭、金額は1万6,

000円と聞いたのやけども、県の部分と町が上乘せにしてある部分というのは、市町村によって若干違うのやな。ここの件については県の予算どおりの金額であるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

それで一番初めのふれあい農園については、十九淵の堤防の下と、これは私もよく覚えております。しかしながらこの土地の所有者、耕作する人が、一番奥のほうで利便性が悪いということもあるのやろうと思うんやけども、いわゆる遊休農地を耕作してもらおうということで、今度は稲作に転換するのやということはあるんですが、やはり土に親しみたいという方々もかなりあると思うんです。今、バリューハウスのところでふれあい農園がありますけども、それに代わる代替案というものがあるんでしょうか。この点についてまた再度ご答弁いただけますか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

砦池の耕作について、今年度、来年度は、通年どおり耕作を行うことで協議済みです。平成29年度の耕作からは、工事着手で協議済みということです。

それからニホンジカの補助金なんですけれども、これは100%県の補助で、町の持ち出しはありません。

今の遊休農地の解消というふれあい農園のことなんですけども、今のところ安久川と堅田のふれあい農園のみで、あとはまだ新たなところはございません。計画も今のところまだございません。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

まず砦池の関係については、これは全協で受けたのが去年だったか、29年着手でしょう。29年着手と聞いたのだけれども、かなりこれはなぜこんなに遅くなるのかようわからんのやけども、やっぱり搬出の土砂を入れるとかそういう関係もあるやろうと思うけども、西富田小学校のプールの下のところからも、図面上漏れているようなこともあるので、これはもうちょっと早い時期にならんのかなというふうに思います。

それからニホンジカの関係については、やはり今後、耕作をされている方が、網をしたり農業の方は大変な苦勞をしています。こういう部分ではやっぱり狩猟免許を持ってある方が、毎年へってきやる。こういう部分では、この頭数を可能にできるのかなと、私は危惧するところがあるんです。93と42でしょう。その点について、狩猟の協議会というのか、狩猟の免許を持った猟友会、この方々と十分詰めてもらいたい。これはもう要望にとめておきます。

ふれあい農園については、やっぱりまだまだ遊休農地があると思うし、この分についてはもう計画がないのやと言うのではなくて、そういう部分では前向きに農林課としては取り組んでもらいたいと思います。もうこの件についてもそれでとめておきますが、その砦池の関係について、もうちょっと計画性というか、もうちょっと何とかならんのかなという気がします。ということは、小学校の敷地の中に漏れがあるということになりますから、その点についてだけ答弁をください。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

今後の取り組みということなんですけども、平成26年に事業計画書の作成で、築堤用の土砂の確保、27年度にも築堤用の土砂の確保、28年度には実施設計ということになるんですけども、29年から工事の着手ということになるので、ちょっと時間的にはもっと早く努力はしていきたいと思います。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

私もこれの農業振興費の今楠本議員がおっしゃいました、ニホンジカとかそれについての質問を後でしようと思っておりましたけど、今言っていただきましたので、ちょっと補足で質問をさせていただきます。

これは全て県の補助金でありますけども、今、楠本議員もおっしゃっていましたが、これの捕獲をする猟友会の方々が、通常でしたら各市町村のそういった猟友会の方にお問い合わせするわけですけども、その体制でお願いをして、こういうような形の事業というか、今回でしたらニホンジカですけど、ほかの鳥獣害の被害についても、白浜町は現在猟友会に頼んだらそういったすぐに迅速に動けるような体制になっているのかどうか、そこら辺の協議をされた経過があるのかどうか、その点だけ最初にお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

体制についてですけども、これは今の有害とかの取り組みなんですけども、ほとんどもう猟友会にお願いしているというのが実情でございます。高齢化ということの中で、免許をとる人も少なくなっていると聞いております。これからはやっぱり、猟友会の方もいろいろ協力をお願いする中で、やっぱり試験というか免許の持っている方も、若い方であればとっていただきたいというところでございますけども。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

余り理解できん答弁なんですけども、今回の選挙の前にいろいろなところに行きまして、いろいろな山間地の部分へも行ってまいりました。そこで全く貴重なご意見をいただきました、もう少し自分も勉強不足やなと恥じたんですけども。次、時間がありましたら一般質問等でもやるつもりなんですけども、この和歌山県以外のほかの県で、たしか2県か3県ほど、県として、今白浜町や各市町村が取り組んでいるようなことを、その県がやって。年次計画を立てていると思うので、今回はこの地域、今回はこの地域と、そういったことを県がしている。現状のような各市町村の猟友会さんにお任せするというのは、高齢化の部分も進んできておるし、なかなか成果が上がらないと。そんな中で、せっかくいろいろ新しい農業をやっている中で、新芽が出たときに、シカとかいろんな、サルも含めてですけども、来てるんです。新芽を食われて、もう収穫の時期になったらさっぱりやと。もうこれでは農業を

する意欲も全くわかんというような形が現状であります。だから必死でその田畑の周りに、防波堤のように動物が入らんように網の目を、反対に何か動物から逃れているようなそんな形の状態になっておるんですけども。

そこら辺で、例えば今回町に対しても、その方がおっしゃるには、日本全国でやはりそういった猟銃を、銃を撃ちたいと言えば語弊がありますがですけども、そういった狩猟というんですか、そういったのを例えば白浜町が募集をかけたら必ず来るんじゃないかと。事実ほかの都道府県では、そういうふうな形で自分のところの都道府県の猟友会だけじゃなくして、募集をかけたらやっぱり集まるというわけです。そういうような形で、有害に対しての対策をして、そういった事業を実施している県があると。私はもうちょっとしたら、選挙が終わってからもう一度そこら辺の詳しい資料をいただきに行きますということで、まだ行けてないんですけども。

白浜町も独自で、そういうふうな白浜町の猟友会だけに頼らず、一度情報発信をしてみたらどうですか。そういうような形でニホンジカのこういった捕獲について、参加というたらおかしいですけども、一度取り組みに協力していただいけませんかと。銃のそういった許可を持っている方々と。それはもう当然猟友会の方とも話し合いが必要になるかとは思うんですけども、より効果が出るように、補助金等を与えていただいたけども、結果としてやっぱり10頭しかとれなんだ、15頭しかとれなんだと。それでは何のための施策かと。それでまた農業振興にもつながるわけではない。93頭どころではないと思うわけです。この白浜町において、そこら辺の考え方はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

和歌山県ニホンジカ保護管理計画というのがございまして、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの和歌山県の計画なんですけれども、このような計画に沿って白浜町も進んでいきたいと、県と協議しながら進んでいきたいというふうに思っております。

○議 長

他県の部分として今提案があったんですけども、そういう取り組みはあるんでしょうか。考えがあるんですか。

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

これについては、猟友会とも協議していく中で、今後も研究をさせてほしいと思います。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

あとまだ5点ほどございますので、ちょっとほかの方の間に言わせていただきます。

17ページをお願いいたします。17ページ、節13の委託料、自殺対策相談支援委託料が減額になっております。これは以前、白浜町の牧師様ですか、いろいろそういった自殺対策に来られて、電話ですか、そんな形の支援策だと思うんですけども、これの減額になった理由はどうなんですか。そこら辺ちょっと説明していただきたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番外 (民生課長)

お答えさせていただきます。この減額部分につきましては、相談のほうの支援料ということで、現在、はまゆう病院と南和歌山医療センターのほうに心の相談というのをお願いしております。そちらが、実績ベースでの精算ということになりますので、思ったよりも件数が少ないかなというところで、件数的にはほぼ横ばいではきておりますけれども、その分で、全体が国の補助金の内示が確定した関係で、今回24万1,000円の減額をさせていただいております。その部分で、全体でちょっと調整をかけさせていただきまして、この心の部分が、病院の部分、多分、実績、例年並みでいったらもうちょっと減ってくるかなというところで、そこで調整させていただいております。

○議長

1番 溝口君

○1番

よくわかりました。ちょうど私は三段壁のばかりやと思いきんでおったんですけども、わかります。

次にこの下の、三段壁の入退場管理委託料というのは、これはどういう意味合いのこの内容なんですか。作業というか。その点を教えてください。

○議長

番外 民生課長 中村君

○番外 (民生課長)

こちらは、三段壁のところ、やっぱり入れなくなったら多少減るんじゃないかなというところで、東尋坊とかだったら夜間は締め出しているとかというようなお話も聞いたことがあるんですけども、実際に完璧にそれをするのは無理なんですけども、26年2月にチェーン柵を3カ所設置させていただいております。それを、今は朝夕三段壁洞窟さんにご協力いただいて、朝の8時と夕方5時にちょっとチェーンをかけていただいているんですけども、それをちょっともう、例えば夏場でしたら5時ではちょっと早いんじゃないかなということで、年間、そのチェーン柵の開け閉めと、あと見守りとかをしていただければいいかなというところで、こちらのほうに金額を振り替えさせていただきたいと思っております。

○議長

1番 溝口君

○1番

それではこの委託先はどこになるんですか。

○議長

番外 民生課長 中村君

○番外 (民生課長)

まだお返事をいただけていないというか予算がないものですから、直接ご相談はかけてはいないんですけども、シルバーさんとか、そこがダメだったらまた今やっただけしているレスキューネットワークさんとかを一応検討しております。

○議長

7番 水上君

○7 番

今のところの関連をちょっとお尋ねします。先ほど相談支援委託料のところの説明で、はまゆう病院と南和歌山病院。件数は例年並みとおっしゃいましたが、これのその状況をもうちょっと詳しく、件数も含めて教えてください。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

はまゆう病院につきましては、平成22年から委託を開始しております。ちょっと手元に22年当時のはないんですけども、24年で203件、25年度が141件、大体20人程度ということになっております。南和歌山は平成24年度からでして、平成24年は386件、25年度が129件、こちらは先生が途中で退職されたということで、うんと減っております。

以上です。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

先ほどちょっと言おうと思ったんですが、ニホンジカの件で。ニホンジカを捕獲する鳥獣害被害で、ニホンジカを捕獲する費用として、いろいろいただいているんですけども、実際に、効果の上がない場所もあるんです。柵を越えてくる。しかし柵をするのに、受益者負担という壁もあるんです。今お聞きしたように、三段壁の入場の管理委託料でさえ、32万円出してそれを防御しようという中で、もう農林のほうも、鳥獣害のもとであるシカを捕獲するということもありますが、現状、シカが侵入してきて、その辺を田んぼを荒らされるという、爪あとまで残されて、そういう場所もあるんです。ですから、そういう個々に、やはり被害のあるところを、もうちょっときめ細かに。上限5万円ですと。補助は5万円ですと、こうですと。そういう杓子定期的なことではなしに、そういう被害を撲滅するとか、被害をなくすのだという中で、もう少しきめ細やかに、いろいろな手立てを考えて、そういうことに取り組んでいただきたいなど。

要望なんですけれども、そのように、今後ただ、シカ1頭幾らやとか、そういうもう柵の上限が幾らだとか、そういったこともあるのやけれども、最初に考えんならんののは、被害をゼロにするという目標のもとにやらなあかん。上限が決まっているからもうこの柵はこれ以上もう出資できませんとかいうのではなしに、そういう取り組み方を今後していただきたいと、このように思います。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

それではあと2点お伺いします。

まず19ページと28ページですけども、19ページからいきます。

19ページの最後の節の保育士等処遇改善のこの補助金です。これの249万7,000円が上がっております。これは以前からわが町の保育士さんの臨時職員さんの方やと思いますけども、その賃金というか、それが近隣町村に比べて若干安いので、募集をかけても

なかなか集まらないというような形があったと思うんですけども、その改善をするための今回の賃金アップというか、保育士さんのそういった臨時職員さんの賃金アップの諸策であるのですか。その点ちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

お答えします。こちらは、国の補助事業の一環として、私立保育園の分になります。うちで言ったら堅田保育園さんになるんですけども、その待機児童の解消加速化プランということで、民間の保育所運営費の給料、賃金を改善することによって保育士さんを確保するということとして、国、県の補助金と保育園さんのほうでも上乗せして支払いいただいております。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

それでしたら、町立にも賃金雇用の方の保育士さんがいらっしゃると思うんです。今お聞きしていましたら、これは民間の経営のそういった保育士さんの処遇改善の分であると。そこに今町営で働かれていますらっしゃる保育士さんの賃金との格差等はないんですか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

ちょっと格差とってすぐにはようお答えせんのですけれども、町のほうはとりあえず資格あり、なし、また担任を持つ、持たないということで、金額の変更はあるんですけども、ちょっと民間との格差というところまでは、すみません、今ちょっと把握しておりません。

○議 長

1番 溝口君

○1 番

それはやはり一番大事なことじゃないんですか。町営で働いていらっしゃる保育士さんは、場合によってはほとんど正職員の方が少ないので、臨時で働いている方が園長になってくれへんかと言われて「いやとてもそんなのはよくなれん」と、そんなケースも聞きました。それで、どうしてまた集まらないのやというたら、やっぱりほかの市町村よりも白浜町のそういった処遇というか賃金ベースが低い。その実績も聞きました。

しかし今のでしたら、民間の方の、民間の経営のところのそういった保育士さんの処遇待遇をする事業であると。それならば町のほうの現状の賃金はどうなっているかというのは、把握するのが当たり前のこととちがうんですか。それは一遍ちょっと休憩でもとって調べて報告してもらんと、私はこれについては今の答弁ではちょっと納得できません。それで賃金格差があるということになったら、町としてはどうするわけですか。そこら辺どうですか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

堅田保育園さんの分は、多分、臨時職員さんじゃなくて正職員なんだと思うんですけど

も、念のためちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。

○議 長

1 番 溝口君

○1 番

その点、それはそれで調べてください。

それでうちの町の、以前もあったんですけども、そういった正規の職員さんでない臨時職員さんのそういった日当というか、時間給というか、そこら辺をもう少し訂正するお考えはないのかあるのか、その点についてはどうですか。ほかの他市町村と比べても明らかに低いと。どうしてもほかのところに行っているというようなケースが、ここ何年か前にも何回かお聞きしたことがあるんですけども、そこら辺、それから待遇改善がなされてあるのかどうか、そのままの状態できているのか、そこら辺はどうなんですか。

○議 長

溝口君申し上げますけども、この補正に関して、一步入った、拡大になっていますので、その内容でしたら、また一般質問でもお願いしたいと思います。

1 番 溝口君

○1 番

最後であります、28ページの教育指導費です。教育指導費の節の賃金の分、これは特別支援教育支援員賃金、これで増額で64万8,000円が計上されております。これは今現在の白浜町の小中学校において、そういった支援員さんがかなりいらっしゃる。この増額というのは、多分若干の人数がふえたから増額だと思うんですが、そういうふうな解釈でいいのか。それかもしくは、今の各小中学校の現場を預かっている学校長から、今の状態ではまだまだ不足をしているというような要請があるのかないのか。そこら辺はどうなんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

支援員さんにつきましては、当初7時間勤務を5名、それから4時間勤務を12名の、計17名で配置しておりました。昨年の末に、当時小学校1年生の児童が難病を発症いたしまして、車いすでの生活ということになってございます。2月の中旬にそのお子様が退院したんですけども、そのときは4時間勤務の支援員さんで対応しておりましたけども、その後学校であるとか、保護者の方と協議いたしまして、4時間ではやはり無理だということで、7時間勤務にシフトを変えさせていただいております。その関係で、当初の7時間勤務5名が6名に、4時間勤務12名が11名になりまして、人数的には17名で変更はございません。

○議 長

1 番 溝口君

○1 番

私がもう1点お聞きしたいのは、白浜町の各小中学校から、小中学校の学校長から、今の現在の支援員の体制でいいのやという状態になっているのか。いやもうちょっとできたら入れてほしいと。例えば午前中だけのところもあればやけども、できたらもうちょっとフルタイムでやってもらいたいという要望等が、今現在もあるのかないのか。現状を、学校からの現場からのそういった要求等の状況はどうなっているのなということ。その辺どうです

か。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

やはり学校からは、4時間勤務を7時間であるとか、4時間をもう1名ふやしていただきたいとか、そういう要望はございますけれども、予算の関係もございまして、その範囲内のできる限り配置できるような体制をとらせていただいております。

○議 長
1番 溝口君

○1 番

やはり小中学校の一番大切な教育の、まさに学習している現場で、そのお子さんが障害を持たれておるからどうしても支援員さんが必要であると。それはやはりほかの生徒・児童にもそういった学習に集中できる。そういった配慮のもとで支援員さんを置かれているということだったと思うんです。しかしその中でやはり、財源がないからもうちょっとずつとなる。しかしそうなりますとやはり、一番大事な小中学生の教育の現場で、配置をすることによって時間延長することによって、やはりそこら辺の弊害がとれてほかの生徒も授業に集中できる環境がつくってやれると、私はそういうふうに思うわけです。

そういう観点からして、やはり必要な部分については、そんなにもかなり莫大な1,000万円単位の増額とかそういうような形にはならないと思うんです。やっても少ない金額で、ある程度の数百万円程度の、学校の全ての要望を満たしてもそれぐらいで、多分済むと思うんです。そこら辺、生徒・児童の教育環境の、学習に集中できるような環境をつくってやっていただきたい。

この地で学んで、学校を卒業して、それぞれの人生に向かってという形で巣立っていくわけですから、一番大事な時期であると思うので、やはりその点町としても、応援できるようなそういった施策については、財源がないからもっとこうやと言わずに、そこら辺についてはやはりもうちょっと配慮をしてやっていただきたいと。小中学生というのは、その子の人生の最初の岐路に立つ場でありますので、その点町として支援策は十分考えてやっていただきたいと、それだけ申し述べておいております。

○議 長
10番 廣畑君

○10 番

まず25ページ、観光費、商工振興費、工事請負費、委託料も含めてですけれどもお尋ねします。

まず、過日の説明ですと、施設のトイレの改修を行いたいということですが、トイレの改修であると。トイレの改修だけであるということ聞いてあるのですが、その点はどのように。

○議 長
番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

基本的にトイレの改修のみで行いたいと思っております。ただその図面の中にちょっと

ないような、トイレ部分への配管とかそういったものになるかと思しますので、そういったものを含めてトイレの改修工事ということでご理解をお願いいたします。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

あと施設の補修の持ち分についてなんですけれども、過日の全協で示された経費の負担、このことについて、施設の管理維持、安全衛生管理、それから施設または設備の損傷、施設の修繕、それから施設の保守点検、このことについては、今度来る相手の志方ミートが行うということでのしがありますが、これは間違いないですか。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

現在のところまだ契約書を交わしているわけではございませんので、100パーセントということはないんですが、現在の志方ミートさんとの話の中ではそのような負担割合でいこうかということで合意はいただいております。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

まだ契約書を交わしていないのだということですのでけれども、こういう協議がされて、町もこれでいくのだと。あるいはかかわりのある平間区もこういうことでいくのだということで、三者がこういうことで合意をしておるといってとらえてよろしいですか。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

そういうことでご理解いただいております。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

そしたら、今後の、例えば改修、事務所の改修であるとか、解体した肉を製品に仕上げていく、そうした施設の中の台であるとか、あるいはそういう機械器具について、町が今後資金を投入していく、そういうことは、この経費の負担の割合、取り決めから言いますと、そういうことはない。町はこれから出していくことはないということで理解してよろしいでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

現在の契約内容といいますか協議内容でいきますと、そのようになります。ただ私どもとしましても、町としましてそうした施設を維持管理運営して、雇用の場を創出していかなければならないという一面もござります。ですからそのような、例えば志方ミートさんがちょっと経営的に、ただこの辺の壁が壊れてきてどうしても危ないからそこをどうにかしなければ

ばならない、そういった部分については、当然全体的な老朽化の部分は協議ということは成り立ってまいります、ただ使用者のほうで健全な状態でありましたら、それは当然全て使用者のほうで負担をしていただく。

ですから、通常の健全な営業をしていただく中では、町のほうの持ち出しは発生しないということでご理解いただいて結構かと思えます。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

そしたら、今後、経営がどういう形になっていくかということによっては、町がもうちょっと支援していくということもあり得るということで、理解したらよろしいのでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

その経營的というよりは、どちらかという施設全体の老朽化というのが当然生じてまいりますので、例えばもう使用者さんに関係ない部分で、通常使っていない部分が非常に危険になってきたときとか、そういった部分の安全面、そういった部分では町のほうで費用負担をする必要が生じてくる必要があります。

ただ、通常の営業をいただく中では、当然全て使用者さんのほうで負担をいただくというふうなことになるということでお願いいたします。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

例えば、以前使用しておった養鶏をベルトコンベアーで運んでいく、その解体処理の部分はもう今度はやらないというふうなことでありますけれども、この部分が仮に危険な状態になってきたというふうなことになる、これは町で解体をしていくというふうなこともあるということも言える部分かと思うんですけれども、その点はどうですか。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

今、おっしゃっていただいた場合の例でございますと、これはもう使用者さんのほうでお願いをしたいというふうに思っております。

申し上げたいのは、例えば入口付近とか、全く関係のない部分とか、例えば20年、30年してきて、小屋とか塔屋が倒れかかってくるとか、トタンがめくれてくるとか、そういった場合については、やはり周囲への安全配慮、そういった部分の観点もございまして、その節には双方の協議ということが生じてくる可能性があるかと思えますが、通常の運営の中は、もう使用者さんのほうの負担ということで、運営をさせていただくということでご理解をお願いします。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

やっぱり雇用の確保というか、そういうことについてはほんまに大事やなというふうに思うんですけども、やはりあとの中の取り決めというか、そういうのはきちんとしていただきたいというふうにも思います。

それと、別なことでもよろしいですか。

○議 長

はいどうぞ。

10番 廣畑君

○10 番

総務管理費、一般管理費の報酬です。非常勤嘱託職員の報酬、これが補正予算でここへ上げてきたと思うんですけども、この嘱託職員を雇用するということでは、どのように今の法律はなっているんですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

全体的に職員数を削減するという方向性の一方で、権限の移譲などによって、事務というのは増加傾向にございます。そういうことで、業務のうち、非常勤職員化が図られる部分について、非常勤嘱託員を積極的に活用するというところでございます。そういうことで、職員の適正配置、それから事務処理の効率化を図っていくというところでございます。

今回一般管理費で上げていますのは、出納室において、消し込み作業をする業務がございませんですけども、そういう業務をしていただくということで、4月から非常勤職員を1名配置してございます。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

4月からの非常勤職員というふうなことでありますけれども、非常勤職員と非常勤嘱託職員とはちょっと違うように思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

申しわけございません。非常勤嘱託職員の間違いでございます。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

嘱託職員を以前雇用しておって、そして嘱託職員の雇用はあかんねよと、違法だというふうなことはないんですか、なかったんですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

非常勤嘱託職員についてはございません。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

そしたら非常勤嘱託職員の場合はないということで、理解したらいいのですか。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

説明し直します。非常勤も、非常勤嘱託員も、常勤嘱託員も、違法じゃございません。ただ、常勤嘱託員になりますと、定員管理とかそういう調査の中に普通の職員と同じにカウントされますので、そういう違いはございます。

○議長

10番 廣畑君

○10 番

そしたら、正規職員で雇うよりも、労働力として利用しやすいというふうなことで、こういう表記になっておると、こういう雇い方になっておるといいのですか。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

そうです。定型的な仕事をさせていただくということで、正職員よりも非常勤嘱託職員のほうが向いているということでございます。

○議長

9番 西尾君

○9 番

今、非常勤嘱託ということで報酬が2名上がっておりますけど、あとほかにもどこかにありました。3名ぐらい上がっています。

当然これは、職員適正化計画に基づいて職員が随時ずっと定数が減っていく。そのスキ間の部分といいますか、必要に駆られてこういう形態の雇用を図ったと思うんです。いずれにしても人件費の削減といいますか、平成18年の合併時は、大体人件費が三十二、三億円ですか、五億円程度だったと思うんですが、昨年の決算状況を見ますと大体二十五億円ぐらいに減ってきております。そういった一方の人件費の削減、さらにはそれに伴うところの機構改革、さらに伴うところの作業の分担というふうな制度の中で、当局が知恵を絞った制度だと思います。

ただ、この非常勤嘱託職員報酬という、その職員の位置づけなのですが、どういう採用でされ、非常勤という以上は常勤じゃないというふうにおのずと我々は解釈するわけです。それが月に1回とかということになりますと、必要に駆られて来ると。いま先ほどの総務課長の話では、消し込みをやっているんだという話なんですけど、消し込みだと、日計なんかを上げるときには、当然そういう作業については、日々、毎日の話になってくると思うんですけど、そういう常勤と非常勤の境目をどういうふうな、何か規約あるいはそういうのを定めているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

非常勤嘱託職員でございますが、勤務時間を正職員よりも短くしてございます。月とか週に応じまして、勤務時間帯を調整して割り振りしてございます。

以上です。

○議 長

9番 西尾君

○9 番

今のは何といたしますか、町の職員ですね。それから期間限定型ですか、何か国体なんかで雇われているそうなのですが、そういった職員。それで、こういう長期非常勤職員。ほかにはございますか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

あと、普通の賃金雇用の職員がでございます。

○議 長

9番 西尾君

○9 番

賃金雇用でございます。通常アルバイトと言われる方なのですが、そしたらアルバイトとこの非常勤職員の違いはどこですか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

臨時職員さんとここに示しています非常勤嘱託職員さんの違いというものは、まずは手当等にもございます。臨時職員さんには当然手当は出ておりますし、超過勤務があれば、そういう制度の中で超過勤務の手当も出るようになってはいますが、非常勤嘱託職員さんには、一切の手当が支給できない。これはこういうふうになってはいますので、いわゆる通勤費は報酬の中にも含め込みますけれども、残業手当であったりさまざまな手当は支給していない。月額額の報酬でお願いしているという、そういった手当の分が大きく違うのと、勤務時間帯がそれぞれに違うという違いがでございます。

○議 長

9番 西尾君

○9 番

この制度を設けるに当たって、当局側としてはるる協議をいただいて、こういう採用には受け入れをやっていこうという結論を得ていると思うんですけど、今の説明で、手当についてはその違いがございまして、それから勤務時間については違いますということなんですけど。そうならば、この非常勤嘱託職員でなければならないという、ここはどうしてこういう雇用形態をとったのか、もう少し説明をしていただかないとよくわからない。そして片方は、今の説明では、臨時さんは休めばその分給与はカットですね、賃金ですから休んだら賃金はカットですね。非常勤報酬ということは、これは今の説明では一定の報酬が出る。これは休んでも出るということになっていくのではないですか。そういうことですか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

臨時職員さんにつきましては、有給休暇等もございます。月に割り振られた日数というのもございますので、それ以上休まれますと、当然日々の賃金が支給されないという形になります。非常勤嘱託職員さんにつきましては、月額報酬額を定めておりますけども、それに伴います、賃金さんと同じような出勤日数、時間的なものを定めてございますので、それを下回る何らかの用事であったり、そういうことできょうは休みたいということで、支障がなければ休んでいただくんですが、そういうことにつきましては日割り計算で減額されるという形になります。

○議 長

9番 西尾君

○9 番

職員適正化計画を考えた時点で、こういった制度というのは当然織り込んでおられるのかどうか。現実に職員が減っていく中で、この業務の足らずを、どうしてもこなさなくては行けないからこういう策を講じたのか。そこらを明確にやっていただかないと、我々は審議をする中では、人件費というたぐいから見ると、さまざまな、先ほど申し上げましたように8年ほどでかなり、1億円ぐらいずつ下がってきておるんです。一方、いやいや業務的にはふえているのだと。いま先ほどご説明になった。その部分を、こういう非常勤嘱託の方を雇って、その作業としていただいております。本当にこれが理想の姿なんですか。職員をきちっと配置するのが、そちらの最大限の務めじゃないんですか。不安定といったら処遇的に不安定な身分です。だからそこらをやっぱりちゃんとサポートする制度、あるいは当局の職員の確保という観点から考えていきますと、おのずと検証を加えていかなければならないだろうと、そういった考え方で町長、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

人件費ですとか、あるいは人員配置、この部分につきましてはやはり適正な確保と同時に、我々もこの今の適正化計画の中で、人員配置とこれからの将来的なビジョンに基づいて、的確に職員の配置をやっていかないといけないと思います。これにつきましてはやはり、整合性とかいろいろご指摘もいただいておりますので、やはり今のあり方が、ほんまにこれでいいのかということもやはりあると思います。これは町の中でも、今の総務課に私なんかでも一緒に入って協議しておりますけれども、なかなかその辺の根拠といいますかあり方、理想というのが、今は検証できていないというのが現状でございますので、そのあたりしっかりと、この臨時職員、あるいは非常勤嘱託職員のあり方、このあたりの整合性、あるいは理由づけ、どういうふうに町民の方にご説明をしっかりとすれば一番わかりやすいかということもありますし、当然適正化計画の中で今、予定されている平成28年、29年までにということと今やっておりますので、何とかこの28年度までにうまく適正化計画が進むように、それと同時に、適材適所と同時に、どういうふうにしたらこの町の今の職員の負担が減り、あるいはうまく機能していくかということところにも、これは重きを置かないといけませんので、

特に今は臨時的な仕事がふえている部分もございます。ご存じのように高速関係の仕事、あるいは国体関連の仕事、業務がふえておりますので、そのあたりもやはりきちっと人員配置をしながら、ご理解をいただけるようにこれからも努めてまいります。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

西尾議員から随分ご指摘があったと思うんですけども、要は、職員の適正化計画の中で、県は、嘱託職員は職員と見なされているんです。ここからやっぱり問題は発生してきてあるし、行革も含めてやられていると思いますので、ここらは、権限の移譲で仕事量はふえる、職員は足らんと、こういうような現実の問題で、国体も含めて苦肉の策だろうと思います。けれどもそこらの点をやっぱり関係各課と総務課でまとめてもらいたいし、そういう計画性の持った人員管理をしてもらいたいと思います。これは要望にとめておきます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

違う質問ですけども、12ページの1の一般管理費、節19負担金補助金及び交付金の、住宅新築資金等貸付金回収管理組合の負担金126万2,000円、この辺の内訳と、それから町が回収していかなければならないものの、これを組合に委託するわけですけども、これで案件数です。この組合に加入して白浜町が出す案件、そして金額的にはどんなものなんでしょうか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

この住宅新築資金の回収組合の負担金の大きなものとしましては、移行するときに組合と協議をさせていただいたときに、職員さんをおある一定の年齢ぐらいのこういう形の方で派遣をしていただきたいという協議をしております、その時点では、ほかの市町村さんからも来ていますので、組合では平均的に700万円ぐらいという人件費の関係がありましたけども、我々が町から派遣するときに、最初の年度でもありますし、それぞれに経験のある者がいいなという中で職員に募集をかけたところ、1回出向した経験もある方が応募いただいたので、その方に行っていただき、経験もあるということで派遣をした。その職員の給料の当初の予定よりも、派遣した職員の給料が高い部分がありますので、その部分の負担を今回増額させていただくというのが、まず1つの補正の内容でございます。

償還の状況なんですけども、毎年関係があるんですけども、基本的には滞納者と現年償還者等といいますけども、日置は29年で白浜は30年で償還が全部済んでいくと思うんですけども、この組合では、現年の償還部分と滞納の償還の催告というんですか、そういう部分を両方させていただいております。税の回収組合は滞納だけですけども、こちらの組合は現年部分についても全て移管をして償還をいただいているという状況でございます、25年の決算がちょっとまだ手元にございませんで、数字的にはちょっと詳しくお話できないんですけども、そういう状況でございます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

そしたら、今言われましたけれども、金額がちょっと聞けないので、これ以上質問ができないんですけれども、平成29年、平成30年で完了していくというその見込みは、実際に年次計画も見せていただいたように思うんですけれども、実際に大丈夫でしょうか。その見通しを伺いたと思います。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

現年度償還につきましては、今回別の議案でも出させていただいておるんですけども、この回収組合の関係で、繰上償還という方も発生してございますので、組合とも協議する中では、加入したその年については、償還はある程度進む形が見えてくるであろうというのをお聞きしておりますけども、やはり根本的な、本当にもう収入がない方がいらっしゃるんです、そうした方がどういう形で償還できていくかというのは、組合の中でも最終的には難しい問題であるということで、初年度、2年度ぐらいは償還がざっと進むんですが、長く続くうちには、また入らない方もずっとそこには残っているという状況があるというの聞いておりますので、そういう部分についても、5年間の加入なので、その後を検討していきたいと、このように思っております。

○議 長

7番 水上君

○7 番

そしたら困難な事例があるという中では、やっぱり差し戻されるということで、5年間と言っていましたけれども、町がその対策も練っていかなあかんと。そういう課題を解決に向けて協議していかなあかんのだろうと思います。それだけまた審議していただきたい、検討していただきたいと思います。それで終わります。

○議 長

12番 南君

○12 番

ちょっと25ページの先ほどの廣畑議員のトイレのことに関連するんですけども、白浜町ではよく工事の順番が逆になっている。例えば湯崎のフィッシャーマンの施設のときでもそうですけども、相手方とまだ同意を得ていないのにどんどん工事が進んでいるということが、白浜では多々ありました。今回も、相手方の同意ができていないのに、これは2,000万円やったら2,000万円の予算がおりてすぐ工事するんですか。それとも、当然ですけど、あくまでも相手方の同意を得てからトイレの改修に着手するんですか。その点、確認しておきます。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

全て整った時点でそれ以後ということになります。

○議 長

○11 番

廣畑議員とそれから南議員の関連ということで25ページ、共同作業場のこの補正予算の提出のあり方、これでちょっと私はお聞きしたいことがあります。

基本的に設計の段階では、やっぱり改造工事、この場合にはやっぱり現地調査、それから新築にしても、建物を建てるところの敷地調査、これを基本的なところをきちっとしなければ、工事にかかってすぐに変更追加、というような形が出る。これの責任がどこにあるのかといったらどこにあるんですか。今はその責任の所在をきちっとしていません。ということはやっぱりこの管理委託料、それが200万円と、それから改修工事2,000万円、同時にこの補正に上がってくること自体が、私はちょっと理解ができません。

本来建設というのは、現地を調査して、その結果、基本的な設計をして、そして積算をして、その積算に基づいて入札をする。上限を決め、底を決め、その間での入札をする。その段階で工事費というのがはっきり目に見えてくる。そしてまた、不備の責任の所在がはっきりしてくる。それを今まで怠っているから、このわけのわからんような追加、ボーリング調査ができていない。やったら大きなガラがあったと。こんな調査が、基本的なところできていない。

こういうことを今後続けるのであれば、予算なんかとてもじゃないけど通せません。私はこれは修正動議を出そうと思ったんですけども、きのう、一応観光課と建設課と担当課にお聞きして、とりあえずはやっていますということですけども、その積算たるや、私の目からすれば、2,000万円というこの金額、これはあり得んと思っています。2,000万円、すごいお金なんです。私の目から見ればほんまに半分のできるのやないかと思うぐらい、1,000万円あったら私は請負させてもらいます。それぐらいの金額だと思います。これは予算に上がってきて、今後入札、請負、契約した中で、この金額は訂正されるのか。というところ、そのシビアなところが、また議会にも提出されるのか。そういうところをお聞きしたい。

それと、この便所改造について。先ほどもありましたけど、志方の業者さん、この方が町に対して「あの工場をちょっと引き継いで仕事をさせてよ」と、「するさかいにちょっと便所だけ新しくしてくれなんだから入れんよ」と言うてきたのか、それとも「志方さん入ってちょうだいよ」と、「便所が汚いさかいちょっとうち、白浜町のほうで改造するさかい」とお願いしたものか、その辺のところをはっきりお聞きしたい。

それとやっぱり志方さんが今後続けていく中で、多分5年計画ということをお聞きしていますけども、その中でいろいろと、前回の協議会、私がおりませんでしたけども、全協の席でも去年の暮れに1億円からの工事が出てきた。そういう要望が今後あり得るのかどうか。廣畑議員の答弁ではそういうことはないということで聞いておりますけども、この5年間に業者の態度によりましては凶に乗ってくる可能性もあるんです。

だからそういうところはきちっと、本当にきちっとした線を、町として相手方にもきちっとした契約ができるのか、その辺の確認をお願いします。

○議長

番外 観光課長 古守君

○番外 (観光課長)

予算についての質問をいただきましたが、通常我々行政が仕事を進めていくのには、長期計画の中に何か1つ位置づけて、それに向けて事務を調整した上で最終的な予算を出していくというふうなことが、これが普通のやり方かと思います。ただ、そのやり方の中で、一定の方向性、例えば今回でありましたら共同作業場の使用を認めていくというふうな中において、相手方と交渉するのに一定のやっぱり予算額というのを持っていなければ、交渉はできません。それから工事をするに当たっても、工事等々をやっていく、いろいろなことを具体的にやっていくプロセスにおいては、当然予算を認めていただいた上でその事業を進めていくということが必要になってまいります。

それで、今回につきましては、工事費を設計費と一緒に出させていただいたというのは、やはりこの共同作業場を工事して受け入れをしていくことについて、これは最終交渉の中でまだ最終にどのようなになるのかわかりませんが、一定部分、この部分までは許容の範囲ということでお認めいただいた上で、私どもが事務を進めていく上では、やはりどうしてもこの辺の予算措置が必要であるというふうなことで、このような計上の仕方をさせていただいたところです。

当然確かに議員のご指摘のように、きちんとした設計費を出した上で、それから最低必要限の額というのが、それは予算の計上上は一番望ましいということですが、当然使用者と交渉していく。そしたらこの予算の裏づけはどうあるのか。例えば私が交渉をするに当たって、相手さんと、「トイレは改修してくださいよ」「やりますよ」と言うた中で、私はこれは予算がなかったらそういったお約束もできません。ですから、そういった観点でやはりこういった予算のお願いをするところです。

ただ、議員さんにおっしゃっていただいた、2,000万円要るのか要らないか、これはやはりこの設計監理費も計上させていただいてございますので、設計監理費で業者を選定して、そこがやはりちゃんとした、ちゃんとしたといってもこれはあくまでも予算段階でございますので概算になりますが、ちゃんとした設計をしていただいて、それによって最低必要限の工事というふうなことで、趣旨では進めてまいりますので、そういった面ではご心配をいただくようなことはないかと思っております。

逆に言いますと、その設計のきちんとしていただく中で、もっと大きなものが中には埋まってあって、出てきてということもあるかと思うんですが、そういったものを踏まえて、一応行政の予算の出し方になったら、やはりこのようなことになるのかなというふうなことでご理解をお願いしたいと思います。ただ、ご指摘いただいているような無駄な使い方といいますか、そういった観点でのこのような計上ではないことだけのご理解いただきたいと思います。

それとあともう1点、トイレ改修をどちらから言い出したのかというふうなことの範疇なんですけど、もともと使用者さんも1億円を私どもが補正予算を計上していた、しようとしていたというふうな経過は当然ご存じかとは思いますが。それで確かに施設全体を全て新しくしてリニューアルしてお迎えをしようと思えば、1億円、ひょっとしたらもっといろいろな工事をする必要があるとは思いますが。ただそういったことの交渉していく中で、向こう側は、このトイレを改修しなければいろいろな販路が拡大できない。これは前のフーズファクトリーさんのときからも同じでございます。そういったことをお伺いする中で、私どもとしては、当然向こう側が全て持っていただくということの前提で交渉を進めてきたわけな

んですが、向こうのご意思としては、最低限配管部分とかそういったトイレの回収部分は持っていただけないだろうかということでございましたので、それについて、今のところ地元、それから私も、それから相手の使用者の方を含めてご同意をさせていただいて、その方向で事務を進めているところでございますのでご理解をお願いいたします。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

ありがとうございます。理解しました。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

関連の質問ですが、2,000万円出してトイレを何年もたす、何年もつようなものであると理解しておるのか。というのは、トイレはきれいになったけど、外の側がこれを償却していくのに100万円の年間費用をいただいて、貸し賃をいただいて20年かかるんです。20年で済まないので、2,200万円やから22年です。償却が終わった時点をいわゆる目標とするならば、22年の間に建物がどうだこうだという取り組みをその都度すると言うけれども、いたんでくるというふうに想定しとかなんだら、僕はまずいので、次から次へと、今回はトイレやけど、10年、5年たったらまたここを直してほしい、あそこを直してほしいというようなことが、1つ上がってくると想定されるので、そのあたりの取り決めとか、きちっとした償却年数、耐用年数等を含めて、きちっと本体をどうするなというあたりを取り決めをしておいてほしいなど。20年もたったら我々もここにはおらんけれども、あ のときにしたから、あ のときあれをしたからこうやってんというようなことにはならんように。もうそれでなくても次から次へと出費が多いのやから、そのあたりをきちっと考えた上で対策を練っておいてほしいなど、そう思います。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

議員がおっしゃっていただいた部分につきましては、契約書の中にもきちっとうたって進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

少し質問の内容が変わるんですけど、22ページなんです。農業振興費です。農業振興費の中で県の財源の中で283万7,000円がありまして、それがニホンジカとそれから経営体育成支援事業補助金という形の両方にあるというように解釈したらよろしいわけですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

ニホンジカと経営体育成支援事業補助金とは別のものでございます。

経営体につきましては、経営体支援事業は県による補助を受けて、地域の将来を担う経営

者の農業機械の購入ということの補助ということで、100パーセント県補助でございます。内容としましては、新規就労者1名が、同事業について利用したい旨の申し出があり、県に対して要望を出していたところ、平成26年4月2日付をもって割り当ての内示があったものでございます。

全体事業費は399万1,572円のうち、補助金としては119万円で、経営自己資金は自己資金もあり、経営者の融資額もありますという内容です。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

ということは、これは経営体育成支援というのは、個人が何かするのについて、組合じゃなしに農業を育成したいと、農業に取り組みたいという人に対する補助金として出てくると、今の答弁からしたらそう受け取ってよろしいですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

県の補助メニューとしてこういう経営体育成支援事業というのがございまして、その補助事業にのって申請されたものでございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

そしたらこれは、1回だけ、要するに経営体の育成ということで、単年度だけというか、今年度だけもらったらもう来年についてはこの人については出ないと。1回限りの補助金という格好ですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

県に申請して了解というんですか、いただければいけるかなと思うんですけども、2回という、今回は初めてなので。

○議 長

今後続くかどうか。

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

そこはちょっとわかりません。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

例えば私が今の答弁からしていたら、私がこういう仕事をしたいということをして。それでその補助金申請を出します。出したらこれだけの補助金として、備品購入というか、機材とかを買うもろもろのために、振興のために補助金をくれるという格好です。それがことしもらってまた来年になると今度は拡大したいからということだったら、続けて来年も出し

た場合に私がもらえるのかということです。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

この補助事業につきましては、ちょっといろいろと条件があります。新規就農者というところとか、まだまだ県の規定による条件があり、その中をクリアーして、初めてできる事業と聞いておりますので、1回だけだと私は思っております。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

そしたらこの事業については、たまたまことは1人だけがあつてこういう補助メニューをします。来年もし出てきたらほかの人ももらえると。ただ、さっきの話じゃないですけど、私が今回申請したと。それで私が対象となつたと。来年はもらえるかもらえんかというのですけども、その話の中で今の所長の話では、多分あかんと思うと。多分というような言葉はおかしいと思うのやけど、思うというようなことだったんですけど、ほかの人がまたこういうように新規で上がってきた場合だったらいけるのかということなんです。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

ちょっと審査基準というのがありまして、その内容をちょっと詳細には存じておりませんので、申しわけありません。また詳細を調べて報告するということにします。

○議 長

そういうことでいいですか。

2番 三倉君

○2 番

そしたら後で、もろもろについての詳細はいただけたらいいとして。

同じ振興費の中で、金額は少ないんですけど4万5,000円ほどの耕耘作業委託料とあるのですが、これはどういう内容のことなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

先ほどふれあい農園という話があつたと思うんですけども、その中で元どおりの状態にして、水田ができるような状態にして返すというところの耕作ということで、耕運ということです。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

そしたらこの4万5,000円ぐらいの金額だから割と規模は小さいと思うんですけど、ほかにもそのふれあいがあつたら、またこういう形でしていくという格好になるわけですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外（農林水産課長）

返すときにはこのような、基本的にこのようなことになります。

○議長

14番 丸本君

○14番

1点だけちょっと確認をさせてください。12ページの一般管理費、先ほど廣畑議員と西尾議員が質問をされているんですが、非常勤嘱託職員、この質問、答弁の中で、この非常勤の嘱託職員には、通勤手当を除く一切の手当が出ないと、このようなご答弁をされたと思うんですけども、これらの方は、一体何人おって、非常勤嘱託職員は何人おって、残業、超勤手当も出ないというふうな中で残業とかはやっていないと、こういう認識でよろしいんでしょうか。

○議長

番外 総務課副課長 榎本君

○番外（総務課副課長）

非常勤の嘱託職員さん、ここには2人いらっしゃるんですが、一般の方であったりいろいろなさまざまな方がいらっしゃいます。今、何人おるといってご質問なんですけどちょっと手持ちはないんですが、こちらに予算計上させていただいている方に、超勤手当が出ないという、ちょっと言葉が私は悪かったんだと思うんですけど、超勤を発生させない、超勤をさせないと。時間で縛っていますので、そういう原則なので、手当を支給する必要がなくなるんです。だからご本人がちょっとのことで、例えば5分ぐらい残って何かされることはあると思いますけど、これは超勤とは考えてございませんので、もう時間になりますから帰ってくださいと。例えば繁忙期になってくると、週で時間を割り振りますので、例えばきょうは、この週は余り忙しくないから休んでくださいというような形で割り振って、忙しいときには例えば8時間やっていただくとか、そういう形で時間を調整して割り振っておりますので、超勤が発生するという事は考えてございません。ご自分の中でちょっと納得がいかんということで残られてやられる分は、ないとは言いませんけども、そこはこちらから命令して残ってくださいという話ではないので、超勤は発生しないという言葉で話をさせていただきました。

○議長

14番 丸本君

○14番

そしたら命令によって超勤をさすということはないと。こういう理解でよろしいんやな。ちょっと確認のために。

○議長

番外 総務課副課長 榎本君

○番外（総務課副課長）

基本的に非常勤の方には超勤はございません。

非常勤にもさまざまなものがあるって、私が言うた一般職のほうはないんですけども、例えば給食のほうにも非常勤制度がありますので、その方たちには、例えばもうどうしても残ら

なあかんということで命令をした場合は、その分の手当を支給するというのもしておるといことです。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

ちょっと確認ということで、23ページの水産振興のところ、今現在湯崎広場でバスの進入ができないとかいうて、今、拡幅工事をしています。これは間違いないですか。ちょっと確認です。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

進入路の拡幅工事はしております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

ということであれば、あれの根本は、設計の段階での責任はなかったんですか。ああいうことが事前にわからなかった。基本的なところなんですけど、だからその辺設計事務所としての責任はどう考えているのか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

当初の基本設計になろうかと思うんですけども、当初の基本設計の場合は、あの状態でバスというのか、うまく入れるというふうな予想だったと思うんですが、現実にもう少し拡幅すればスムーズに入るというところで行っている作業であります。当初から県道からスムーズには入れれば問題はなかったと私は思っております。今のところ当初の予測が甘かったというふうに思っております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

予測が甘かったとか、そういう状態で、そしたらあの今の工事費は、あれはどこから出ているの。だれが出しているの。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

町の予算でございます。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

簡単に町の予算と言うけど、これは幾らかかっているの。今皆さん、町民の方々はいろいろな要望を出しても、財政が厳しい厳しいと言われて、断られている。幾らかかっているの

か、一遍きちんと金額を出してください。あれはきちっと責任の所在をはっきりさせなければ。町がそんなに甘い感覚で、バスが入れんからと言われて、これはだれが言われたの、バスが入れんと。入れんような設計をだれがしたの。きちっと、先ほどから言うてるように、設計、基本的な現地調査、これをしてないからこういう状態になるんや。無駄な金をどれだけ使うのな、これ、白浜で。財政が厳しいと言いながら無駄な金をどれだけ使うてる、今。その辺、ちょっともう1回答弁してください。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

大変当初の計画というんですか、進入の仕方に問題があったというふうな認識はしております。実際に左向いて入るときの進入が難しいということにあったかなど、私は思っているので、右から来る分についてはスムーズに回って入れるような状態であったけれども、左右から入れるような状態にする必要が出てきましたので、そういう工事を行っておるところでございます。

○議 長

全般にわたりまして工事においていろいろなご指摘がありました。今、古久保議員からもいろいろありましたけれども、この補正に関する分がちょっと飛んでおりますので今後、この工事内容についてもよく精査をして、また議員にお知らせを願いたいということで。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

この漁業振興施設に関しましては、当初の設計、あるいはその工事につきまして、さまざまご意見をいただいております。その中で我々当局側としましても、ずっと精査はしてきたつもりですけれども、やはりまだ見通しですとかいろいろな角度から足らなかった部分はあったと思います。これはもう真摯に反省をして、この工事費につきましても、やはりもっとも慎重に、そしてまたいろいろな角度からまず精査をして検証をした上で皆様方にお示しをします。後からそういった無駄な公金が使われることのないようにするのは当然でございますので、ここはもう肝に銘じて、これからの工事につきましても、あるいは過去の工事につきましても、もう一度検証しまして、再度皆様方にご報告させていただくと。多分いろいろ理由はあったと思いますが、それはもう過去のこと、言うても仕方ない部分もあるんですけど、やはりきちっと検証するのがこれはもう大事だと思いますので、必ずしてまいります。

○議 長

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。

修正案について提出者の説明を求めます。

12番 南君（登壇）

○12 番

議案第48号 平成26年度白浜町一般会計補正予算（第2号）議定の修正案について、提案理由の説明をいたします。

今回の修正は、歳入の款18 繰入金 項2 基金繰入金 目1 基金繰入金 節1 財政調整基金繰入金から954万4千円を減額するとともに、歳出の款6 農林水産費 項3 水産業費 目2 水産業振興費 節18 備品購入費954万4千円を減額するものです。

湯崎漁港整備事業は総額12億5,200万円で平成20年度から事業を開始しています。その時から総事業費は比較的低い予算からスタートして最終的には多額の工事費とならないよう留意してほしいという議員の声もございました。事業開始以来、地域活性化や経営改善策として多くの追加予算が投入されています。浮棧橋2基9,800万円、漁業振興施設1棟約3億5,300万円、駐車場4,900万円の事業費、5億円が事業採択され、その後も追加補正で漁業振興施設基礎変更一式3,400万円。CAS冷凍機1基1,600万円、冷凍保管庫1基500万円、水槽3基1,600万円、POSシステム一式800万円、販売店舗2基200万円、ゴンドラ3基で160万円。町単独整備事業の家具一式500万円、モニュメント1基350万円、備品一式700万円の増額となっています。

また、防潮堤撤去、再度の進入路改良工事、泉源観測等で1,400万円、県関連工事費を含めれば19億円ほどの総事業費が現在までに使われています。

今回、パラソルの補正予算が計上されています。毎回同じような理由、地域の活性化に大いに寄与できるとか収益改善に役立つとかの説明でございます。確かに今までの追加予算の提案ではその都度費用対効果の説明を受けています。

しかしながら、今年の3月31日の施設の決算がありながら、我々に対して詳しい決算内容が明らかにされていません。費用対効果の「効果」の部分、成果といいますか、実績がまったく報告なしの状況でございます。

例えば、ワゴンゴンドラの件ひとつとってみましても、20基必要で160万円程度要るといいながら、3基しか作らず3基で20基分の予算全部を使っています。ワゴンゴンドラ160万円でひと夏535万円の売り上げ予測の実績も何ら報告されておられません。全体の売上も工事の遅れがあったとしても予測よりはるかに少ないと聞いております。

また、今議会で4人の議員が漁業施設に関して質問しても明確な答弁が返ってきておりません。

パラソル954万円の予算を投入しても毎年600万円の収益が見込めるとのことですが、我々を納得させることができません。これだけ今まで追加予算を投入してきても現在のところ活性化できていないと思えませんし、言われるほど収益改善に役立っているとは思えません。

パラソルの必要性は否定しませんが、今のところ全額町負担は過剰投資だと思います。

以上が減額修正の提案理由でございます。

○議長 長

修正案の説明が終わりました。

修正案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、修正案に対する質疑を終わります。

議案第48号に関する討論を行います。

討論は次の順序で行います。1番 原案賛成者、2番 原案及び修正案反対者、3番 原案賛成者、4番 修正案賛成者。この順序で行います。

再度説明いたします。討論は、1番 原案賛成者、2番 原案及び修正案反対者、3番 原案賛成者、4番 修正案賛成者。

まず、原案に賛成の方の討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

次に、原案及び修正案反対者の討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

次に、原案賛成者の討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

次に、修正案賛成者の討論を行います。

11番 古久保君(登壇)

○11番

私は町長はじめ副町長、ここにお座りの各職員の誠意、気持ちはよくわかります。一生懸命されているところは本当によくわかります。

しかし、この問題につきましては、先ほど南議員が言われましたようにいろんな問題がありまして、その中で私は昨日夕方、あの場所で行き物をしてきました。町長が言われるように経営者の姿勢がなっていない。あの状態でお客様を迎えられる状態ではない。町長は議会の席ではっきりとそういうことを言われていますけれども、当の本人は全然その意識がない。職員3人がいました。入ったら、みかんとか野菜が置いていますが、そこには誰も立っていない。そしてその隣にお寿司のコーナーがありました。そこに従業員はおったが座っている。こういう状態で仕事している。それと、左側で本職の調理員、魚をさばいて造りにしていました。そこにはお客さんが一人おられました。その対応をされていました。そして私はお寿司を買い、魚を買い、レジへ行きました。レジへ行ったら誰もいない。その後ろに土産物も置いてある。その所にも誰もいない。「レジお願いします」と言うと、魚をさばいている人が来てレジをする。そして帰りに右側にソフトクリームが売っています。うちの家内が好きなので5つ注文しました。それもまた魚をさばいている人が来られて対応してくれました。これ、ソフトクリームを売るような状態ではないです。悪いですけども素人の方です。持って帰るにしても、ふたもなしそのまま。私は柳橋で近いので家まで持って帰れるかどうかということもできない。ふたがないので持って帰れないので2つにしました。そのコーナーに

おいても本当にお客さんを迎えるようなコーナーでない。ソフトクリームといえばモナカのがあって乗せるでしょう。モナカの入っている箱をその前に置いて、そこから出している。こんな状態でお客さんを迎えられるですか。年間3万5,000人をJTBが連れてくるというけども、こんな状況でJTBが連れてこられたら、白浜温泉の信用にかかわりますよ。あそこだけの信用じゃないんです。白浜温泉に旅行してこんな目に遭いました。ソフトクリームもろくにできませんでした。レジに誰もいなかった。コーナーがいくつもある中で3人の方で一生懸命やられていた方は1人でした。そういう状態でこのテントの投資は我々町民の皆様には説明ができません。そういう意味で修正に賛成をいたします。

○議 長

討論を終結します。

休憩します。

(休憩 12時36分 再開 13時49分)

○議 長

再開します。

本日は撮影を許可しています。

傍聴人に皆さまにお願い申し上げます。白浜町議会傍聴人規則第2条により、傍聴される方は住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿にご記入をお願いいたします。

これから、議案第48号 平成26年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定について採決を行います。

まず、本案に対する12番 南君ほか1名から提出された議案第48号に対する修正案について起立により採決を行います。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議 長

起立少数であります。

従って、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決を行います。

原案について賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、議案第48号は原案のとおり可決されました。

(4) 日程第4 議案第49号 平成26年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) 議定について

○議 長

日程第4 議案第49号 平成26年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第49号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第49号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第5 議案第50号 平成26年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 議定について

○議 長

日程第5 議案第50号 平成26年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第50号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第50号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第6 報告第8号 平成25年度白浜町土地開発公社経営状況の提出について

○議 長

日程第6 報告第8号 平成25年度白浜町土地開発公社経営状況の提出についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

13番 玉置君

○13 番

ここにきちんと監査報告がございます。数字に間違いがないということなのですが、この監査報告の中で、開発公社の存続、あり方について、監査のほうから意見報告みたいなものがなかったのかと思うんです。ただ単に数字が合わせるだけのような話では私はいけないと思っています。具体的にお聞きをしますが、6ページに支出の部で、長期借入金利息で99万1,000円を計上しながら、決算額が33万4,621円となっていますが、この長期借入金というのはここに出てくる3億7,000万円に対する利払いのことなのか。そうであったとしても、3億7,000万円は一体どういう形で現在借り入れの状況があるのか。

そしてまた、土地開発公社の存続が例えば法人税7万円くらい払っているんですね。法人税を払いながら存続する意味があるのか。今後どういうふうに関係公社の扱いを考えているのかお伺いしたい。

まず、借入金の流れ。どういうところから借りたからこういう支払利息になっているという説明をお願いします。

○議 長

番外 総務課副課長 小川君

○番 外（総務課副課長）

公社の長期借入金につきましては、町の水道会計から3億7,000万円借り入れを行っております。借り入れを行った背景としましては、造成土地、いわゆる分譲とか、土地を造成する資金という形で借り入れを行ってきたということで、現状これが返済されているのかといえば、なかなか返済されない状況であるということです。

それと、監査の際の話なんですけども、一応、貸借対照表とか一連の書類は監査いただいて適正であるということで、監査委員からご署名をいただいているんですけども、議員さんからもありました公社の存続に関しましても口頭ですけれども、少しこれから考えていったほうがいいのではないかとということでお話をいただいております。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

土地開発公社につきましては過去にも議会でも取り上げられておりますし、一般質問にもございました。その中で県内の公社を見ましても解散を視野に入れて取り組んでいるところ、解散したところさまざまでございます。県内でも解散を視野に入れて取り組んでいるところも聞いてございます。

その中で白浜町としましては、この前に何回かに分けて庁内でも検討会議をしていますけれども、平成25年度中に一応方向性といいますか決定するという結論に至りまして、平成26年度中に解散をするということでここで皆様方に決定するということが何とかすすめていきたいと思っております。解散するという方向で今庁内で検討をしております、その中で一般行政に移行していくといろんな課題が出てくるかと思っておりますけれども、それを視野に

入れて取り組んでまいりたいと思っております。過去のいろいろな取り組みで言いますと、土地につきましても今でも昨年販売ができた部分があるんですけども、なかなかメリット、デメリット、いろいろと一長一短ございますし、ここはもう一度町としましては解散を視野に入れて平成26年度中に最終的な結論を出したいと思っております。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

1ページの峠砦の土地と64区画のうちの43売却で67.2パーセント。中田土地については38区画中31売却、81.6パーセント。浜田については約50パーセントとなっております。今、町長からご説明ありましたように、平成26年に解散する方向とありましたけれども、一般会計に従い、水道会計からの借入れもございますし、連結決算としての考え方でなければならないと思う中において、どこの市町村でもそうですけども、開発公社は黒字になっているところは少ないと思います。それで東南海・南海地震の関係で田辺市でも城山台がかなり順調だという話を側聞するわけですけども、やはり峠砦も67.2パーセントでしょう。こういうことを考えた場合、精算するにしても連結決算となった場合の町財政に対する負担、全体を売った場合の収支の部分についてはかなりの損失になるのではないかとの見通しについては幹部会で25年で検討し、26年で解散する方向と町長から答弁されましたけれども、それらについての考え方をお聞きしたい。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

これにつきましても早急に解散に向けた取り組みの中で、一定の考え方を皆様方にお示しする必要があろうかと思っております。町財政へ影響するということ言えば、かなり大きな部分がございます。特に今考えておりますのは将来負担比率の部分でかなり数値にも大きな影響を与えると考えてございます。その中で、あと実質公債費比率につきましては算定に含まれませんので、これは特段影響がないと考えてございます。それともう1点、財政調整基金なんかをどういうふうにかこれから、財源不足の措置としていろいろと考えていかなければならない。仮に取り崩せば財調の部分が減っていきますので、その辺りも今後今の中ではまだ具体的にこうするとは言えませんが、公社の中の役員会で検討してできるだけ速やかに将来的展望を皆様方にお示ししたいと思っております。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

そうした町長の決意はよくわかったんですけども、やはり長期借入で3億7,000万円ですか。水道会計に返還しなければならないという部分があります。片や水道会計は黒字になっておりますけれども、やはり耐震やいろいろなことを考えた場合、そこらの部分についてもやはり影響する部分があろうかと思っておりますので、庁内で慎重な検討をした上で議会にも諮っていただきたいと。これは要望にとどめておきます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

今、解散する方向でということなんですけども、それはそれで致し方ないという感じも持つんですけども、ただ25年度の決算を見る限り、人件費で537万円ほど要っているわけです。売っている土地といえは1,000万円ほどしかないわけですね。この辺、前の担当課になるんでしょうけども、何も仕事していないに値するのではないかと思うんです。何もと言えば失礼ですけども、これだけしているけども。

それと、この場所はどこにあって、その物件がどれが売れる物件でどれが売却できていると。売却できているけど建物が建っていないところもあるわけです。そういう営業努力が皆目なされていないのではないかと思うんです。それが26年度で存続の経緯がないからということと解散して町に引き継ぐということになるんでしょうけども、いずれにしても地震、津波の関係で売れにくい状況にあるんですけども、どの土地が売れる物件あるのか、ないのかときちんと精査した中で現地に表示すべきであると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町長)

今、ご指摘いただいた件につきましては、土地の売却等積極的に営業努力といたしますか、やっていくべきだと思っております。決して今までやってこなかったわけではございませんけれども、やはりこの数字だけを見ますと、不足しているのかなと思いますので、事務職員の処遇等も含めまして、今後どういうふうな、土地の売却についても、仮に解散した後でもこれは当然検討しなければならぬ大きな課題でございますので、当然町の中で一緒に取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

だから、今町長は取り組むということなんですけども、今まで努力してるというけど、表示がなされていないこと自身が、その物件、現地でですよ、そのこと自体努力していると言えないと思うんです。それは今後も含めて売却できる方向で早急にパンフレットを出すだけでなしに、現地でどの土地だという形のものも必要ではないかということを重ねて。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町長)

具体的に土地のPR、活用の仕方についてももっと積極的に町民の皆さんにPRする方法がおそらく方法はあろうかと思えます。そこにつきましては、これから真剣に考えてまいりたいと思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第8号は以上で終わります。

-
- (7) 日程第7 議案第51号 専決処分の承認について
日程第8 議案第52号 物品購入契約の締結について
日程第9 議案第53号 工事請負契約の締結について

○議 長

日程第7 議案第51号から日程第9 議案第53号までの3件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第51号 専決処分の承認につきましては、平成26年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めます。

議案第52号 物品購入契約の締結につきましては、道路維持作業車の購入について契約を締結したいので、提案するものでございます。

議案第53号 工事請負契約の締結につきましては、日置川消防署庁舎建設工事について契約を締結したいので、提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 上下水道課長 堀本君（登壇）

○番 外（上下水道課長）

議案第51号 専決処分の承認について、議案書（P.34～36）に基づき、説明した。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君（登壇）

○番 外（生活環境課長）

議案第52号 物品購入契約の締結について、議案書（P.37～39）に基づき、説明した。

○議 長

番外 消防長 古川君（登壇）

○番 外（消防長）

議案第53号 工事請負契約の締結について、議案書（P.40～43）に基づき、説明した。

○議 長

引き続き審議に入ります。

議案第51号 専決処分の承認について質疑を行います。

1番 溝口君

○1 番

2ページの歳出の補正額、一般会計からの繰入であります。2年前の議員を失職する前からほぼこれくらいの金額が入っていて、上下水道課におかれましても、日々鋭意頑張っておられると。しかし、前にも質問があったと思いますけれども、やはりここはもう一度現在の上水道課だけでなしに町長が先頭に立ってやっていると表明がありましたけれども、そうしていただきたいなど。3億2,000万円ほど計上されている金額を見るたびにせつない思いというか、この金額があればあれもできたのに、これもできたのにと。例えば10年経つと32億円ほどの金額となります。32億円といいますと、かなりいろんな住民福祉と公共工事に対して白浜町の必要な事業に本来なら投資できるお金がこれが毎年3億2,000万円ほど投入しなければ下水道会計がもたないとの現実を踏まえて、議員在職中に苦渋の選択でしなければならないという形で決断をしたわけでありまして。それから以後、担当課におかれましては皆さん頑張ってやって、少しずつではあります、つなぎ込み率も上がってきているけれども、同僚議員からも仮になった場合どうなるのかという質問がありましたが、1軒つないでも大口1社と100軒くらい分になるとか事例が披露されたように、ここは3億2,000万円が来年度はせめて1,000万円でも3,000万円でも一般会計からの繰入金額が少なくなるように、町一丸となって、その中で議員に対しても協力要請がありましたら議会も当然協力をいたします。そういう意味を込めまして上下水道課長は大変だと思っておりますが先頭に立って、町長、副町長、幹部職員の皆さん方でよいお知恵を出し、よい汗をかいて来年度の決算のときには一般会計からの繰入金額が少しでも少なくなるような努力をしていただきたいなど。もう一度いいますけれども、この金額を見るたびむなしい気持ちでいっぱいでありまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。町長お考えありましたらいかがですか。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

私どもも今後累積赤字を解消するための策をいろいろと考えていかなければならないと思っております。原因はいろいろとあるかと思うんですけども、接続率の低迷、経済情勢の悪化、それから大量排出者である寮や保養所もだんだん閉めていることもありまして、使用水量が減少してございます。これまでも一般会計で補填をしていただいていたんですけども、やはり特別会計の繰入の部分特に平成16年から18年くらいに繰入の額が少なかったということもありまして、現在のような状況になっています。このような状態で推移していきますと、あと20年くらいこのような状態が続くかと思ひますので、今後は下水道事業全体の見直しも今後図っていきたくて思ひます。どうぞご指導よろしくお願ひします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

これは長年の課題でございますので、町職員一丸となって我々の中でも三役含めてこれから皆様方のご意見をいただきながら誠心誠意赤字の解消に向けて取り組んでまいります。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

関連ですけども、今、課長が20年ほど続くと簡単に言われたけど、この3億の金が20年一般財源から出していかんならんこの状況を皆さん方はどうとらえるのか。私は町民に説明ようしないですね。この解決策を早急にいろいろと議会も行政も力あわせて考えていかなんたら、将来子どもや孫にこのツケを残すんですか。これは私本当に心配します。20年と簡単に言うけどこれ20年経っても解消できない状態になるね。今、溝口議員も10年でも32億と、それが20年で60億、30年で100億からのお金を一般財源から補填せんならん状態は根本的に見直さないかんと思いますけれども、その辺町長お願いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

現実的には大変厳しいと認識しております。何とか10年20年と言わずに、できるだけ根本的、抜本的にここは改革していかないといかんと思っておりますので、このあたりは皆様方にもぜひお知恵をいただきながら、これから町職員一丸となって取り組んでいかなければならない。子どもや孫に負担をかけてはいけないという強い気持ちのもとに取り組んでいかなければならないと思っておりますので、あらゆる方法を講じながら取り組むべき課題だと思っております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

これは国の施策で下水道事業、これは日本全国この問題で頭を抱えていると思うんです。ですから、国と地方が抱えているこういう問題を町長からきちんと発信してもらって、なんとか補填してくれという行いもしていくべきだと思うんですけれども、その辺の臨みはありますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

これにつきましても、国とのやり取りは何回もやっております。国、県とのつながりといいますか、これからおそらくいろんな協議が必要かと思えます。国、県にも申し入れをしています。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第51号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第51号は原案のとおり承認されました。

議案第52号 物品購入契約の締結について質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第52号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号 工事請負契約の締結について質疑を行います。

13番 玉置君

○13 番

工事請負契約は入札に5社が参加したと。この入札というのは一番安いところが落札するのであるけども、このあたり工事との関係、その中で大丈夫かという質問は失礼なんやけども、その辺のことをちょっと考慮に入れているのか、その辺どのようにとらえているのかちょっとお聞きしたいんです。

○議 長

番外 消防長 古川君

○番 外(消防長)

4月24日に指名委員会がございまして、その中で5社が決定したわけでありまして。議員ご指摘のことについて私はわかりかねるんです。指名委員会で決定していただいたので。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

一番値段の安いところで落札したということですね。

○議 長

番外 消防長 古川君

○番 外(消防長)

その通りでございます。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

値段以外の条件というのはまったく考慮に入れていないと。

○議 長

番外 消防長 古川君

○番 外（消防長）

指名業者については指名委員会で決まったことですので、考慮はしていると思います。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

この選考委員会、各課長さん方で指名業者の選考をされていると思うんですけども、そういう情報も得ながら業者の選定をされているのか、その辺お聞かせください。

○議 長

番外 消防長 古川君

○番 外（消防長）

先ほどとも重複するんですが、4月24日の指名業者推薦書の指名の基準を説明させていただきます。白浜町に入札参加資格審査申請書の申請がある業者の内、以下の要件に該当する業者を選定。白浜町内に本社がある。建築業種の特定制建設業の許可を有する管理技術者の要件を満たすもの2名以上を雇用している。和歌山県及び白浜町の指名停止を受けていない。平成26年4月現在です。それと、白浜町訓令第2号によれば12社、この工事については1億以上になるんですけど、1億以上ですが、但し書きにより町長が必要と認める工事についてはその都度適切な数を指名するものとするということで5社としております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

そして、選考委員の消防長が今言われた規定についてはきちんと条例にもあるしわかっています。ですから、そういう内容が前工事においてあったところの考慮はどうでしたかということを知っているんです。

○議 長

番外 消防長 古川君

○番 外（消防長）

私はわかりかねます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

要は特定建設業者で1億円以上の物件についてはということだったですね。その特定業者というのは町内にある業者という中で何社一応該当する業者があるんですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

白浜町内では5社になります。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

そしたら、5社を被指名業者として入札したということになるわけですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今までも地元業者育成ということもとありまして、その中でやってきたことでございますので、なるべく地元で仕事を問っていただきたいという町の考えもありまして、実施しているところでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第53号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第53号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

（休憩 14時38分 再開 14時57分）

○議 長

再開します。

報告します。

本日、選挙第7号議案の選挙で当選されました白浜町選挙管理委員会委員及び補充員の方々から当選の承諾をいただきましたので、ご報告を申し上げます。

事務局長より諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

休憩中に議会運営委員会でご協議をいただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

町当局から1件の追加議案の提出があります。追加議案1件を日程に追加し、日程の順序を変更し議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

本日、議会終了後に全員協議会を開催しますので、ご了承のほどよろしく申し上げます。

○議 長

資料を配付してください。

(資料配付)

○議 長

ただいま当局から提出のありました議案第54号の1件を日程に追加し、追加日程第14として日程の順序を変更しただちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第54号を日程に追加し、日程の順序を変更しただちに議題とすることに決定しました。

(8) 追加日程第14 議案第54号 平成26年度白浜町一般会計補正予算(第3号)議定について

○議 長

追加日程第14 議案第54号 平成26年度白浜町一般会計補正予算(第3号)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

議案第54号 平成26年度白浜町一般会計補正予算(第3号)議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,141万円を追加し、歳入歳出予算総額を121億2,950万5千円と定めました。

今回の補正の主なものにつきましては、1 公共交通関連事業 2 共同作業場施設改修工事などの補正でございます。

以下、順次その概要をご説明申し上げます。(万円未満四捨五入)

総務費につきましては、公共交通関連事業 1,710万円 本年、10月からの路線バスの運行廃止に伴う当面の代替手段として、コミュニティーバスを運行するため、運行車両の購入費や、運行委託料等の経費を補正するものでございます。

観光費につきましては、共同作業場施設改修工事 431万円 日置川大型共同作業場において、排水処理施設の浄化槽から水漏れが確認され、現在応急処置をしておりますが、老朽化による腐食が原因であり、早急な補修が必要であることから、排水関連設備の補修に係る経費を補正するものでございます。

以上が歳出でございます。

歳入につきましては、基金繰入金追加 2,141万円でございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 総務課長 田井君(登壇)

○番外（総務課長）

議案第54号 平成26年度白浜町一般会計補正予算（第3号）議定について、議案書（P.44）に基づき、説明した。

○議長

提案説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

8番 楠本君

○8番

あまり関連質問はしたくないんですけども、この予算については何ら異議を申し上げるわけではございません。日置地域においてはこれで一定のご理解がいただけるのではないかとと思いますが、市江地区さらには椿、富田川左岸についての件を早急に公共交通会議の中できちんと整備した中で住民の公平・公正な調整をしていただくことを望みますが、その点についてのお考えをお聞きます。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

市江地区から富田川左岸につきましても、今後バス路線が縮小あるいは廃止となる恐れが十分ございます。そういうことを踏まえまして、地域公共交通会議でもご議論をしていただきたいと考えております。

○議長

8番 楠本君

○8番

ちょっと他人事みたいに聞こえたんですけども、町はこの問題については公共交通ネットワーク会議の中でもあの書類を見たら、この問題が指摘されているんです。だから、町のやる姿勢を私は聞いているんです。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

申し訳ございません。町としましても今後負担金の問題とかいろいろ出てきますので、まずはバスの事業者との交渉。それから具体的な方法について検討していきたいと考えております。

○議長

1番 溝口君

○1番

今、楠本議員がおっしゃったような質問をさせていただきます。我々の農村部においても高齢化が進んでおります。いかんせん今のところは同じように住んでいる家族の方々が病院や買い物に乗せて行っているような状況であります。決してバスを使っているケースはごくまれであると認識していますが、今回日置川地域はスタートいたしますけれども、これがベストではなくとりあえず今のところ最善だという思いでやって、運行始めてから、丸本議員もおっしゃってございましたように、申すこともう少し中に入れんかとか、辻議員も安宅地域

の中でもおっしゃっていたように、これが最善ではなくて、これでスタートして、そこから改良を加えて住民の皆さん方がここまでやっていただいたら、これ以上のことは言えんなどという形まで日々検証していただいて、改善すべきところは早期に改善して、住民の方が利用しやすいような方策を考えていただきたい。

そして今言いましたように、富田川左岸地域につきましてもこれから先大変高齢化が進んでまいります。そうなったときにこれから考えようではなくて、今から政策についても将来像を町当局として見据えた施策、計画を順次練っていただきたい。そのときになってではなく、そのときにはこういう案がありますと提示ができるような体制をとっていただきたいと思っております。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま楠本議議員、溝口議員から大変ありがたいご提言をいただきました。やはりこの計画につきましてはこれで終わりというものではございません。特に日置川地域だけでなく、市江から富田川左岸につきましても、あるいは町内の公共交通のあり方等をもう一度見直す絶好の機会だと思います。この限られた時間の中で今回担当課の頑張りもありまして、なんとか

6月の定例会に間に合わすことができましたけれども、いったんこれで終わりということではなくて、これからもいろんな角度から試行錯誤してよりよいサービス、公共交通のあり方について当然この公共交通会議の中で議論をして、皆様方からも町民のご意見を吸い上げていただいて、それを反映してまいりたい。もちろん、すべてにおいて完璧というのは難しいと思いますけれども、できるだけ地元の特に利用者の皆様方のご不便、負担にならないようにこれからも取組みをして、これが白浜町の目指す方向だということを皆様方にお示しできるように日夜頑張ってまいりたいと思います。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

コミュニティーバスのことで、今後こういった民間が路線を縮小していく流れの中で、車を買って委託をしていくという事態がかなりの頻度で起こってくるのではないかと私も思います。

その中でバスを2台買って事業者に預ける。その中でこのコミュニティーバスの運行委託料の890万円の積算。どこにいくらという部分わかっているとお示しいただきたいです。総額は890万円になっていますけれども、その内訳について。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

内訳としましては、運転やオペレーター、それから業務全般としまして約740万円。それから燃料費も委託先が持つということ、これが約120万円。その他経費ということで、残り34、35万ということで、計890万円という予算を組んでおります。

○議 長

11番 古久保君

○11番

愚問になるかもしれませんが、車は新車で2台買われるんですね。そして、運行は委託されるんですね。運転手の方がお二人委託されるんだと思うんですけども、新車で運転手さんだけ委託されるというところえ方でよろしいんですか。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番外(総務課長)

車は2台役場で購入いたします。

それから、運転手を含めて運行を業者の方に委託するというところでございます。

○議長

11番 古久保君

○11番

運行を委託される業者の方に新車の2台をお預けするという形で運行されるんですね。

○議長

2番 三倉君

○2番

別に保管場所とかはこちらで用意するのでなしに、運行会社に丸々移管するからということだから、そういう場所は用意しなくてよいと解釈したらよろしいですか。

○議長

番外 総務課副課長 小川君

○番外(総務課副課長)

車両の保管場所につきましては、法律等で事業所さんの営業所の置かれるところの2キロメートル範囲内ということで、国からもお聞きしていますので、予算を承認いただければ、業者を決めまして、その方が営業所の置かれているところに基本的には近くに保管されるということになります。

○議長

2番 三倉君

○2番

これから運行委託先を探して、それによって保管場所を決めるという解釈でよろしいですね。

それで、結局予算については基金を切り崩して一般財源から使っているんですけども、今後2,000万円近くがずっと要るわけです。それは厳しい中でも要ると。

それから、今まで明光に路線バスの中で赤字負担分1,000万円近い金がかかっていたと思うんですけども、それからしたら差額の金額1,000万円弱が要ってくるんですけども、こういう措置については国の交付税に算入されるとかそういう措置はないわけですか。というのは、先ほど楠本議員や溝口議員がおっしゃっていたように、ほかの路線についても今後交通弱者について確保していかならん中で、町の負担がふえるばかりで、やはり全体を考えたら国の施策の中でも受け入れてもらうべきものであるのではと思うんですが、いかがですか。

○議 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

町が単独で路線を運航する経費につきましては、特別交付税で必要額の8割を算入していただけるということになっております。ただ、今回の補正予算では特別交付税の性格上、ルール分と特殊事情分とありまして、ここで算定した額が今組んでいる原形の特別交付税の額にそのままふえるかというのは特殊事情分のこともありますので、補正予算の歳入としましては財政調整基金繰入ということを予算上充てていますけども、町が単独で路線を運行する経費につきましては、必要額の8割が特別交付税でルール分として算入されることになっていきます。

○議 長
2番 三倉君

○2 番

今回の場合には10月からですから、6カ月ですね。6カ月分について年度末なり年度明けてでも26年度の予算として交付税措置があると解釈したらよろしいですね。対象分について。

○議 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

特別交付税のルール分として算入されることになっています。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第54号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
従って、議案第54号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第10 発議第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

○議 長
日程第10 発議第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長から、案件を朗読します。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

発議第2号を朗読した。

○議長

提案理由の説明を求めます。

14番 丸本君（登壇）

○14番

発議第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について、提案理由の説明をいたします。

現在、我が国におけるウイルス性肝炎患者は350万人以上いると推定されているところであり、国はウイルス性肝炎患者に対するインターフェロン、核酸アナログ製剤を中心とする一定の抗ウイルス療法について、国と自治体の予算に基づく医療費助成を実施しております。ウイルス性肝炎患者に対してかかる特別な措置がとられるにあたっては、平成21年制定の肝炎対策基本法の前文にあるとおり、「国内最大の感染症」である「B型肝炎及びC型肝炎にかかるウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、またその原因が解明されていなかったことによりもたらされたもの」があり、C型肝炎の薬害肝炎事件につき国が責任を認め、B型肝炎の予防接種禍事件について最終の司法判断により国の責任が確定したことが周知の歴史的前提である。

しかしながら、国が実施している現行の医療費助成対象は、上記のとおり、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、これら治療法に該当しない肝硬変・肝がん患者の入院・手術費用等はきわめて高額にのぼるにもかかわらず、助成の対象外となっています。そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障をきたし、精神的・肉体的に苦しみつつ経済的・社会的にもひっ迫している肝硬変・肝がん患者に対しては、いっそうの行政的・社会的支援が求められるところであり、国の「平成26年度予算要求にかかる肝炎対策推進協議会意見書」でも、厚生労働大臣に対し予算として必要な措置として、「肝硬変・肝がん患者を含むすべての肝炎治療にかかる医療費助成制度を創設する」ことがあげられています。

ところで、B型肝炎訴訟については、平成23年の国と原告団との基本合意締結、B型肝炎特別措置法の制定にあたって、国は「予防接種時の注射器の使い回しによるB型肝炎ウイルス感染被害者は四十数万人に及ぶ」と繰り返し言明してきました。しかしながら、基本合意から2年以上を経た今日においても、B型肝炎訴訟の原告として給付金の支給対象たりうる地位にあるものは1万人程度に過ぎず、大多数の被害者は救済の入り口にさえ立っていないのが現状であります。被害者数と原告数とのこうした齟齬が生まれる最大の原因は、長年にわたって国が注射器の打ち回しの予防接種禍の実態を放置し、平成元年のB型肝炎訴訟の最初の提起後も、予防接種禍の実態調査等を怠ったことで、時間経過により母親が死亡するなど予防接種禍を立証する医学的手段を失った被害者が膨大に存在することにあります。

他方で、C型肝炎についても時間の経過に伴うカルテ廃棄等の理由により、薬害であることの被害者立証が困難となった多数の被害者が存在することは容易に推定できます。また、一定時期までは感染を回避することが簡単ではなかったとはいえ、輸血によってB型・C型

肝炎ウイルスに感染した者、あるいは因果関係の立証がB型肝炎に比べて医学的に困難であるが、客観的には予防接種その他の注射時に注射器の打ち回しによりC型肝炎ウイルスに感染した者など、我が国には医療行為に関連してウイルス性肝炎に感染した多数の肝炎患者が存在し、「国民病」としてのウイルス性肝炎は、また全体として「医原病」としての性格を濃厚に帯びている。そのため、近年ではすべてのウイルス性肝炎患者に対し、より厚い行政的対応を求める国民の抗が広がっています。

このように、肝炎対策基本法制定後の事態の推移は、我が国のウイルス性肝炎が「国民病」かつ「医原病」としての本質をもつことをますます明らかにし、とりわけ国の責任が明確化され、国が多数存在することを認めているB型肝炎の予防接種禍被害者ですら、その多くが立証手段を失って司法救済の対象とならないという厚労行政の矛盾がいつそう鮮明となっています。

ここにいたっては、肝炎対策基本法前文の基本精神に立ち返りつつ、法制定時よりいつそう明らかになった「国民病」「医原病」としてのウイルス性肝炎の特異性に思いをいたし、厚労行政を担う国の責任において、一般疾病対策の水準にとどまらない患者支援策をすすめるべきであります。とりわけ、高額な医療費負担と就労不能等の生活困難に直面しているウイルス性肝硬変・肝がん患者については、毎日120人以上の方が亡くなっている申告に実態に鑑み、現在は助成対象となっていない医療費にも広く助成をおよぼすよう、早急に制度の拡充・充実を図るべきであります。

また、肝硬変患者に対する生活支援制度である障害年金については、基準の明確を図りつつ適正な認定範囲の実現に配慮した基準見直し作業が進んでいます。しかし、同じく肝硬変患者に対する生活支援の制度である身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度は医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が現場の医師らからも多くなされているところであります。そこで、障害者手帳の認定基準についても、早急に患者の実態に配慮した基準の緩和・見直しを行うべきであると思います。

肝臓病にはアルコールの飲み過ぎやA型からG型までの肝炎などがあります。ウイルスによるものはB型、C型であります。血液にウイルスが入って肝臓の働きを弱らせていきます。原因は予防接種、そして輸血、血液製剤などによって多くの方が患っています。感染をすると肝炎・肝硬変・肝がんへと進行し、治療の難しい病気であります。原因は本人が悪いのではなく、それらを指導していた医療行政にあるのです。患者が全国に350万人あるといわれ、「国民病」と言われております。肝がん・肝硬変の患者が安心して治療が受けられることができるよう体制を整える必要があるのではと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

発議第2号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、発議第2号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第11 発議第3号 議員派遣について

○議 長

日程第11 発議第3号 議員派遣についてを議題といたします。

白浜町議会会議規則第128条の規定による議員派遣について、お手元に配付のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議員派遣についてはお手元に配付のとおり決定いたしました。

(11) 日程第12 発委第6号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

日程第13 発委第7号 閉会中の継続審査申出書 (観光建設農林常任委員会)

○議 長

日程第12 発委第6号 閉会中の継続調査申出書、日程第13 発委第7号 閉会中の継続審査申出書を一括議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに決定しました。

これをもって、平成26年第2回定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番 外 (町 長)

閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

6月3日に、本定例会を招集させていただき、本日まで長期間にわたり、議員各位には提案いたしました案件をはじめ、観光商工施策、福祉施策、農林漁業施策、教育行政等町政全般にわたり、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

特に、湯崎漁港関連事業に関しましては、一般質問で多くのご指摘をいただき、また、補正予算議定につきましてもご審議頂きました。

本会期中において議員懇談会を開催し協議を重ねていただくなど、精力的なご審議のもと、議案の精査にご腐心いただきましたこと、重ねてお礼申し上げたいと存じます。

本定例会におきましては、議員各位から多くのご提言、ご意見、ご指摘を賜りました。

賜りました貴重なご意見、ご提言、ご指摘を行政運営に生かしながら各種施策のより一層の進捗を図って参りたいと存じます。

今後とも、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら、町政の伸展に、職員と共に一丸となって全力を尽くす覚悟でございますので、よろしくお願い申し上げます。

定例会最終日にあたり、誠に簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

これをもちまして、白浜町議会平成26年第2回定例会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成26年第2回定例会はこれをもって閉会いたします。

大変、ご苦勞様でした。

議長 岡谷 裕計は、15時43分 閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 26 年 6 月 17 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員